

近畿大学九州短期大学 自己点検・評価報告書 令和 2 年度

近畿大学九州短期大学 自己点検・評価委員会

目次

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	1
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	1
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	6
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	13
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	21
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	21
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	38
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	53
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	53
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	65
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	70
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	72
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	79
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	79
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	81
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	83

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]

[区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

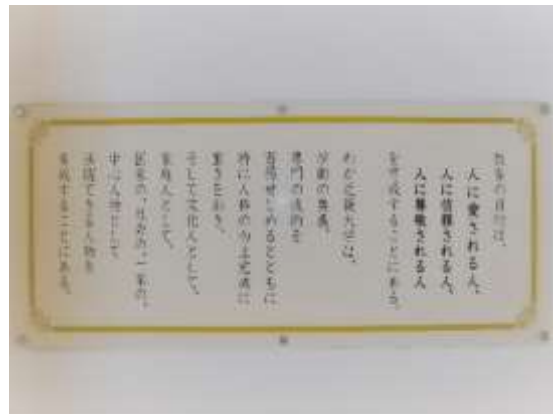
<区分 基準Ⅰ-A-1の現状>

近畿大学では、「実学教育と人格の陶冶」を建学の精神とし、「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人の育成」を教育理念として掲げている。

かねてより女子教育の重要性を主張していた世耕弘一初代理事長が、産炭地振興策として飯塚市による大学誘致の打診を受けたことを契機として、本学は、昭和41(1966)年4月に開設された。そこには、学校法人近畿大学の建学の精神をベースとした教養と実際的な専門能力を有して社会の発展に貢献する女性を育成することを目的とした、地域に立脚する高等教育機関の実現という願いが込められている。

本学の建学の精神を学内外に対しては、以下の方法により表明している。本学ホームページに近畿大学の建学の精神に基づいた本学の「教育・研究の目的について」を記載し、さらに、大学の建学の精神と教育の目的を基軸にした本学の三つのポリシー(卒業認定・学位授与方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れ方針)を明記している。また、『キャンパスガイド』にも建学の精神及び教育の目的を掲載し、本学への入学を希望する高校生やその保護者、高等学校教職員に理解が得られるよう努めている。福岡県内の高等学校を対象にした進学説明会やオープンキャンパスにおいても本学の建学精神の周知に努めている。また、学内においては、以下の方法により、建学の精神を共有するように努めている。『学生便覧』などの印刷物による周知・解説、入学式、卒業式における学長式辞による解説、さらに、「新入生ガイダンス」、「新学期ガイダンス」における学科長による講話による解説などである。建学の精神及び教育の目的を教職員及び学生と共有することを目的として、平成20(2008)年以降、両方を記した「パネル」をすべての教室、本館玄関、事務室、会議室など学内に設置し、教職員及び学生に周知徹底できる物的環境を整えてきたのである。

「建学の精神」「教育の目的」のパネル



教育基本法の第一章第一条（教育の目的）にある「人格の完成を目指す」は、本学の建学の精神の「人格の陶冶」に直結している。同じく「国家及び社会の形成者として必要な資質」は、もう一つの「実学教育」で養われている。両者をあわせ持って「心身ともに健康な国民の育成」が可能となる。また同法第一章第二条に記された教育の目標については、建学の精神と十分に関連している。

私立学校法の目的には「公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ること」と記されている。本学の建学の精神は、この達成のために設定されており、公共性を有しているといえる。また、建学の精神の周知、共有を図るため、定期的な確認作業も行っている。さらに、平成 25(2013)年 4 月の学則改正以後、上位概念としての学校法人近畿大学の建学の精神と教育の目的に基づいて本学の三つのポリシー（卒業認定・学位授与方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れ方針）を位置づけるといった階層的な理解が図られるような配慮を行っている。このように本学の建学の精神は、紙媒体、ホームページを通じて学内外に広く公にされている。

建学の精神は、教育カリキュラムや教育内容に反映されていなければならない。そのため教職員と学生にはこの精神が共有されている必要がある。教職員は各種委員会において、新規企画の提案や策定する場合には必ずこの建学の精神に基づいて立案を行うため、教職員は頻繁にこの精神に触れ、かつ実践している。また、非常勤講師を対象にした懇談会においても、必ず建学の精神について理解を求めている。本学の建学の精神は、近畿大学と同一であり、よって大学全体の問題として確認されている。また前述のとおり、教職員及び学生に対しても建学の精神を共有する場を設け確認している。

【区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I-A-2 の現状>

本学は、地域社会との連携を図りながら、教育・研究を行ってきた。特に、筑豊地区の唯一の短期大学として、地域社会の要請に応える使命感をもって大学の運営に努めている。以下、本学の地域社会との連携・協力している取り組みをまとめる。

<飯塚市保育士研修会>

飯塚市の依頼で平成 22(2010)年度から、年 3 回の「保育士研修会」を本学のキャンパスで開催している。毎年、150 名程度の保育士が研修会に参加している。保育科の専任教員は、自分の専門分野の知識の経験を幼児教育の「5つの領域の指導法」に準じてテーマにしている。また、現代の保育のニーズを取り入れ、保育現場に必要なスキルの向上をめざしている。飯塚市には、本学卒業の保育士が多く活躍しており、リカレント教育を兼ねていると言っても過言ではない。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、飯塚市から当面中止せざるを得ないという判断がなされ、資料を配布し、自主研修をできるようにした。

令和 2(2020)年度 飯塚市保育士研修会記録

講師	テーマ
皆川 晶	子どもの想像力をかきたてるために —オノマトペの絵本から—
木下寛子	育ちが幾重にも重なりあう場へ —子どもの学びと育ちを支える人のためのブックリスト—
上田浩平	幼児期の音あそび —ドレミパイプを活用して—

<筑豊地区市町村の各種委員会活動への参加>

本学の教員は、多岐にわたって社会活動を行っており、教員の研究や専門領域の成果を社会に発信し、教育・学習機会の提供、学問の普及に貢献しているといえる。教員個人に対して、外部組織・団体からの依頼もあり、地域への教育・文化の発展に緊密にかかわっている。本学の社会的活動への取り組みは、外部団体・組織の役員・委員の就任、地方公共団体、教育機関との連携が主であり、次のようなものが行われている。

令和 2(2020)年度 学外委員一覧

	職位	委員要請先	委員会の名称/職名	委員 期 間		
瓜生 隆弘	教授	飯塚市教育委員会	飯塚市図書館運営協議会委員	令和2年7月1日	～ 令和4年6月30日	
		飯塚市	飯塚市新産業創出支援事業補助金審査会委員	令和2年4月1日	～ 令和3年3月31日	
		飯塚市	飯塚市中小企業振興円卓会議委員	令和1年6月28日	～ 令和3年3月31日	
澁田 英敏	教授	飯塚市	嘉飯圏域定住自立圏共生ビジョン検討会議委員	令和2年5月24日	～ 令和4年5月23日	
三木 一司	教授	嘉麻市教育委員会	嘉麻市立織田廣喜美術館運営協議会委員	令和2年4月1日	～ 令和4年3月31日	
		宮若市役所	宮若市子ども・子育て会議委員	令和2年6月1日	～ 令和4年3月31日	
垂見 直樹	准教授	嘉麻市	子ども・子育て支援会議 委員(会長)	令和2年4月1日	～ 令和4年3月31日	
		全国保育士養成協議会	令和3年度全国保育士養成セミナー企画委員会委員	令和2年4月1日	～ 令和4年3月31日	
渡邊 暁	講師	飯塚市役所	飯塚市障がい者施策推進協議会委員	令和2年4月1日	～ 令和4年3月31日	
橋本 翼	准教授		福岡市立野間学校			
		福岡市教育委員会	スクールカウンセラー	福岡市立若久小学校	令和2年4月1日	～ 令和3年3月31日
				福岡市立大池小学校		

＜飯塚市商店街及び地域における住民と学生の連携事業＞

本学が位置する飯塚市菰田地区において、地域住民と本学の学生の協働による地域づくり活動が続いている。平成 23(2011)年度からは JR 飯塚駅前の炭都ビルに駅前コミュニティサロンを設置し、地域づくり活動の拠点として、学生作品の展示やパソコン教室、駅前広場での餅つき大会、こども夏祭り、近隣の公園での桜まつりなどを実施してきた。炭都ビルは取り壊しとなったが、公民館や本町商店街の空き店舗、幸袋地区の古民家、さかえ屋本店のギャラリースペース等を活用して地域づくり活動を続けている。平成 29(2017)年度の事業では、地域住民からの強い要請を受けている菰田地区及び幸袋地区、ならびに本町商店街において地域活性化に資するさまざまな事業を本学学生が自ら企画・運営し、地域住民と協働しながら実施している。さらに、平成 30(2018)年度、令和元(2019)年度も継続している。令和 2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、全くその活動の中止を余儀なくされた。

＜総合発表会の地域社会への公開＞

学生が獲得した学習成果を一般に向けて公表する機会として「総合発表会」がある。飯塚市の後援を受けて、市の文化教育施設であるイイヅカコスモスコモンにて開催し、一般に向けて無料で公開している。毎年、両学科合わせて 1,000 人以上の筑豊地域の住民が来場する。生活福祉情報科は、2 年間の研究成果となる卒業研究発表、また、各授業を受けて学んだ成果を発表している。保育科では、歌唱や演奏の「音楽表現」、ダンスや振り付けなどの「身体表現」、大道具、小道具、衣装の制作の「造形表現」、脚本・演出の「言語表現」などの幼児教育に必要な各領域の総合的な表現力を身につける観点から、音楽会とオペレッタを上演している。この「総合発表会」は、地域社会からの意見を聴取する機会でもあり、公演終了後にアンケート調査を実施している。アンケート調査によって得られた結果は、学科会議で検討を行い、学習成果や教育課程の点検にも反映している。当日の公演・発表会の様子は毎年 DVD に収録し、一部は本学のホームページにも掲載している。令和 2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、従来的一般公開を断念し、本

学体育館で観客を入れず公演し、地域住民向けの録画 WEB 配信を行った。

<教職員・学生のボランティア活動の参加>

教職員のボランティア活動の参加は、あくまで自発的な取り組みとして考えており、組織的に行っていない。また、学生についても同様で、個人の意思によって行うものとの認識である。しかし、地域社会から要請があれば、学事日程を考慮したうえで、積極的に参加している。特に学生のボランティア活動をカリキュラム化し単位認定する制度は、導入していない。

本学では、入学と同時に学生が「学研災付帯賠償責任保険」に加入するようになっている。これは学生がボランティア活動などで物損事故を起こした時に保障が適応される制度である (<http://www.jees.or.jp/gakkensai/opt-baisho.htm>)。また、近畿大学では「学生健保共済会」を設置しており、全学生が加入している。疾病などに対しては保険金、死亡した場合には一時金が支払われる制度が整備されている。しかし、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、全てのボランティア活動を実施することができなかった。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

本学の建学の精神は、各種印刷物やホームページに明記している。本学の建学の精神を可能な限りの方法と媒体で積極的に学内外に発信している。引き続き建学の精神をより広く表明できるように努める。また、建学精神のもとに教員は地域・社会に対して研究及び教育の機会を提供しており、一定の貢献をしている。「実学教育」、「人格の陶冶」という建学の精神の具現化に向けた活動は今後も継続していくべきである。

本学は、これまで公開講座を開講していない。前述した保育士研修会などの教員の地域社会への貢献活動以外に幼稚園教諭免許状更新講習（本学のみで必修・選択必修・選択領域講習のすべてが完結できる体制）の充実化を図り、教員の負担が増えてきたのも事実である。しかし、今年度から地域社会に対して、教員の研究成果及び知見をより積極的にかつ幅広く発信すべきであるという結論に至った。令和2(2020)年度から、飯塚市民を対象にした本学主催の「公開講座」を年2回のペースで設けることを計画し、飯塚市と協議中であった。今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大という状況に陥り、中止することとなった。来年度以後開催に向けて企画中であり、着実に実施していく予定であった。しかし、令和2年度も新型コロナウイルス感染症拡大の防止の観点から、開催することができなかった。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

学校法人近畿大学は、建学史料室を開設し、建学の精神の根底にある創設者・世耕弘一の教育理念・方針などを学生が学べるようにしている。本学としても、DVD「大学あゆみ・発展史編」を図書館、情報処理演習室に配置し、学生の視聴を奨励している。また、『山は動かず』、『炎の人生』といった創設者の足跡を記した冊子を学内に配置し、建学の精神の周知に役立てている。創設者の足跡、建学の精神については、積極的に学びの機会を充実させるように努めている。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応じているか定期的に点検している。(学習成果の点検については、基準 II-A-6)

<区分 基準 I-B-1 の現状>

近畿大学の建学の精神は「実学教育」と「人格の陶冶」である。その時代が最も必要とし実際に役に立つ学問である真の実学、つまり時代が求める実学を通して切磋琢磨し、自己の向上に励み研鑽を重ね、人格を陶冶することで時代を見据え、時代を生き抜き、次の時代を読み取ることのできる人材が、「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人」になりうるという教育理念を掲げている。これを受けて本学では、『近畿大学九州短期大学学則』第1条において教育目的を次のように明記している。

第1条 本学は、教育基本法 の精神に則り、良識ある社会の形成者としての幅広い教養を与え、生活福祉情報及び保育に関する実際的な専門教育を施し、国家及び社会の発展に貢献する有為な人材を育成することを目的とする。

このような本学としての教育目的・目標を受けて、生活福祉情報科及び保育科において、それぞれの教育の目的・目標を次のように定めている。

<生活福祉情報科>

生活福祉情報科では、近畿大学の建学の精神である「実学教育」と「人格の陶冶」に基づき、社会人として「人に愛され、信頼され、尊敬される人間力」と「最新の専門知識と技術」を兼ね備え、社会に貢献できる職業人の育成をめざしています。

<保育科>

保育科では、近畿大学の建学精神である「実学教育」と「人格の陶冶」に基づき、子ども、保護者、同僚に愛され、信頼され、尊敬される保育者の養成をめざしています。

このように、本学では、建学の精神に基づいた教育目的・目標が明確に策定されている。前述した教育目的・目標が謳われている『近畿大学九州短期大学学則』は、近畿大学九州短期大学のホームページ上で公開されており、学内外に明確に表明されている。

教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応じているかについては、保育科の場合は、卒業生の主な就職先（幼稚園・保育所・福祉施設等）の実習巡回及び訪問の際、保育現場のニーズや卒業生の具体的な勤務態度等を聞き取り、学科会議

に報告し、まとめている。また、生活福祉情報科の場合も主な就職先（介護福祉施設及び一般企業）の個別訪問の際、同様な聞き取りを行い、学科会議へ報告し、まとめている。さらに、両学科の結果を教学委員会で検討し、自己点検・評価委員会において定期的に点検している。

現在、教育目的・目標に基づく人材養成を地域・社会の要請をより体系的なデータ分析を通して確認し、PDCAのサイクルに反映できる仕組みを構築中である。そのために、教育目的及び目標に基づいた学習成果（具体的にはDP）についての地域・社会的ニーズを卒業生本人と就職先に同時にアンケート調査を実施することとなった。また、その結果を本学のホームページに公表することになっている。

【区分 基準 I -B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I -B-2 の現状>

本学の学習成果は、学校法人近畿大学及び本学の建学の精神に基づき定めている。本学においては、学習成果を「学生が卒業するまでの学習を通して、どのような知識や理解に到達し、何ができるようになったか」を示すものであるととらえている。そのため、具体的には、育成すべき資質と能力の三つの柱である「知識・技能」、「思考力・判断力」、「学びに向かう人間性」に基づいた「卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」を学習成果とし位置付けている。

平成 30(2018)年度からは、シラバスにおいて各授業の到達目標の「観点」が「学生が学習を通して、どのような知識・理解を経て、結果的に何ができるようになるのか」を記述するように改善された。また、「ナンバリング」を導入し、「卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」との関連「該当 DP」を記入する項目を設け、エビデンスの測定に用いると同時に、教員と学生が具体的に学習成果を認識できるよう努めている。

生活福祉情報科及び保育科は、前項において述べた各学科の教育の目的・目標に基づいて、学習成果を「卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」において明確に示している。それは、学生が獲得すべき資質と能力を具体的に明記したものであり、学生の学習意欲を向上させるためのものでもある。また、両学科の学習成果は、『学生便覧』、「シラバス」及びホームページに掲載し、学内外に表明している。

また、本学は、「新入生ガイダンス」や「新学期ガイダンス」において、学習成果に関する学生への説明を繰り返し行っている。また、教員はシラバスを用いて各授業科目の到達目標と学習成果の関連を必ず初回の授業時に説明している。保護者に対しては、「保護者ガイダンス」（入学式当日開催）及び保護者懇談会（毎年10月開催）

において具体的に説明し、各学科で得られる学習成果について理解を求めている。学外に対しては、本学への進学を希望する高校生にくわえ、保護者、高等学校教職員を対象としたオープンキャンパス、進学説明会、高短連携行事を通して、学科の学習成果に関する情報提供を行っている。

学習成果に関する定期的な点検は、学科会議及び教学委員会を経て、FD・SD委員会、自己点検・評価委員会において点検している。また、学習成果の点検のPDCA サイクルについても議論を重ねている。

[区分 基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I -B-3 の現状>

本学の卒業認定・学位授与方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れ方針（三つの方針）は、平成 25(2013)年度に策定され、平成 26(2014)年度に一部を見直し、平成 28(2016)年文部科学省中央教育審議会答申、平成 29(2017)年 4 月 1 日施行の「学校教育法施行規則の改正」を受けて、令和元(2019)年度に再び見直し、現在に至る。その間、建学精神や本学の強み・特色を踏まえた自主的三つの方針とは何か、また、短期大学の教育の「入口」から「出口」までの一貫性を保つというテーマを念頭に教学委員会、FD 委員会で議論を重ねてきた。その結果、「建学精神」-「教育目的・教育目標」-「学習成果」の整合性を重視し、各学科の三つの方針を次のように定め、『学生便覧』及び本学のホームページ「教育方針」に公表している。

近畿大学九州短期大学 三つのポリシー

卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

<生活福祉情報科>

生活福祉情報科では、本学科の教育課程において所定の修業年限以上在籍し、所定の単位を修得し、以下の資質・能力を身につけ、かつ卒業を認定した学生に対して短期大学士（生活科学）の学位を授与します。

1. 知識・理解 生活科学の専門的知識と技術を身につけ、人と人、人とモノの関係を理解したうえで社会に貢献できる。

①人間生活に関する幅広い知識と技能を身につけ、それらを活用することで豊かな生活を創造することができる。

②人と人、人とモノの関係を地域の歴史や文化、自然環境などと関連づけて理解している。

③社会のルールや人との約束を守ることの大切さを理解し、ビジネスパーソンとして

社会に参加する力を有している。

2. 汎用的技能 基礎的なビジネスマナーや情報活用能力を身につけ、よりよい暮らしを提案することができる。

①ビジネスパーソンとして基礎的なマナーを身につけ、周囲と円滑なコミュニケーションをとることができる。

②多様な情報を客観的かつ理論的に分析し、情報機器を適切に活用することで自らの考えを表現する力がある。

③デザインを通して生活の質向上に寄与し、新しい価値を提案する技能を習得している。

3. 態度・志向性 豊かな人間性とチャレンジ精神をあわせ持ち、ビジネスパーソンとして地域社会に主体的に関わり、多様な人々と協働して学ぶ態度を身につけている。

①現状を分析し、目標や課題を明らかにする力があり、解決に向けて計画を立てる思考力と判断力がある。

②目標や課題に積極的かつ主体的に関わることができる。

③社会の変化に対応しながら、自らの生き方、暮らし方を選択する能力がある。

4. 総合的な学習経験と創造的思考力

①異なる文化や多様な価値観をもつ人々と積極的に接し、相手の意見を丁寧に聴く多様性を身につけている。

②社会を構成する人々の意見の違いや立場の違いを理解でき、次世代や他者の生活を支援する協働性を有している。

③自らのライフプランにあった職業を選択し、就業に必要な能力を身につけている。

<保育科>

保育科では、本学の教育方針に基づいたカリキュラムを通して所定の単位を修得し、かつ下記の事項を達成した場合に卒業を認定し、短期大学士の学位を授与します。

1. 知識・技能

①社会人として、人文・社会・自然の各分野に関する最低限の基礎的知識を習得している。

②保育者として必要な専門的知識・技能について理解し、習得している。

③子どもの心身の成長・心理的及び身体的発達について理解している。

2. 思考力・判断力・表現力

①幼児教育の現場や子育て支援の場での保育をとりまく様々な課題に関心を持ち、保育者としての役割を理解する。

②保育内容を踏まえ、適切な遊びを提供でき、のびのびとした表現活動を実現できる保育技術を習得している。

③学修成果を統合して、想像的かつ創造的に保育へ応用できる能力を有している。

3. 協働性・人間性

①建学の精神を踏まえ、保育者として人に愛され、信頼され、尊敬されるよう倫理観・使命感・責任感に基づき行動することができる。

②保育者として、子どもや保護者などとの確かなコミュニケーション能力を有し、他

者と協働することができる。

- ③地域社会や家庭に積極的に奉仕し、貢献しようとする意欲を有している。
- ④子どもや関係者の最善の利益を尊重できる。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

<生活福祉情報科>

1. 教育内容（教育課程の編成）

ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するために共通教育科目及び専門教育科目を編成し、科目を配置する。

- ①人間生活の基盤を固めるとともに、健康で豊かな人生を創造していく知識や技術を習得するため、共通教育科目を配置する。
- ②家庭や社会での生活の質を向上し、社会人として必要な力を高めるため、デザイン分野、医療・福祉分野、ビジネス分野の3分野を置く。各分野において学生が主体的かつ実践的に学び、専門知識の習得や資格取得ができるよう、専門教育科目を配置する。
- ③高大接続の観点から、短大教育への円滑な移行を促すため、共通教育科目に初年次教育の科目を設置する。
- ④「卒業研究」「基礎ゼミナール」で学修した内容を「総合発表会」を通して、広く一般市民に公開する。

2. 教育方法（学修方法と学修課程）

- ①シラバスに到達目標、授業の概要、事前学習及び事後学習、授業計画、成績評価方法等を明記するとともにオリエンテーションを実施して周知する。
- ②実学教育を重視した少人数制を採用した講義、演習及び実習を展開する。
- ③履修計画の支援や目標とする学びを体系的に行えるよう学生と教員間で学修状況を共有し、自律的な学びを組織的に支援する。
- ④「共通教育科目」「専門教育科目」にナンバリングする。ナンバリングに基づいたカリキュラムマップにより「導入期」「発展期」「完成期」と段階的に学修する。
- ⑤地域社会への理解を深めるため、地域社会に密着したテーマを設定し、問題解決能力を身につける卒業研究を配置する。

3. 教育評価（学修成果の評価法）

- ①各科目のシラバスに定める評価方法に基づき、厳格な評価を行う。
- ②GPA制度を用いて学修成果の評価を行う。

<保育科>

保育科の教育課程は、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成し、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格を取得するために共通教育科目及び専門的知識と実践的技術を修得するための専門教育科目、その他必要な科目によって編成され、体系的に科目配置をしています。

1. 教育内容

- ①幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格を取得するための科目を、各分野ごとに

「導入期」「発展期」「完成期」と系統的に深めるとともに、保育実習や教育実習での実践とも関連づけて学べるよう配置する。

- ②高大接続の観点から、短大教育への円滑な移行を促すため、初年次教育の科目を設置し組織的な充実を図る。
- ③地域社会が求める自立した人材育成のため、地域に関する理解を深め、社会的・職業的自立に必要な能力・態度を培うキャリア教育を実施する。
- ④保育者として必要なコミュニケーション能力、リーダーシップ能力、協働力など実践力を培うために、附属幼稚園実習や様々な行事への参加、地域のボランティア活動への参加を行う。
- ⑤2年間の学修成果を広く一般市民に公開するために、音楽表現・造形表現・身体表現に関する授業成果を生かして取り組んだオペレッタの公演などを行う「総合発表会」を開催する。

2. 教育方法

- ①シラバスに到達目標、授業計画、評価方法、事前・事後学修、関連学修を明記するとともに、各科目でオリエンテーションを行い周知する。
- ②保育現場で直面する様々な問題を解決する力を修得するために、研究や討議を実践的に積み上げる参加型ゼミ形式の「保育実践演習」や、主体的な学びを高めるためにアクティブラーニングの手法を取り入れた演習授業を配置する。
- ③「共通教育科目」「教職科目」「保育士資格必修科目」「保育士資格選択必修科目」にナンバリングする。ナンバリングに基づいたカリキュラムマップにより「導入期」「発展期」「完成期」と段階的に学修する。
- ④学びの視覚化と評価のために、履修カルテを活用して学修の目標設定と振り返りを行い、学修の改善に努める。

3. 教育評価（学修成果の評価法）

- ①各科目のシラバスに定める評価方法に基づき、厳格な評価を行う。
- ②GPA 制度を用いて評価を行う。

入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）

<生活福祉情報科>

生活福祉情報科では、学力の三要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」）を多面的・総合的に評価することにより入学者選抜を行なう。また、判定においては、学力の三要素を入学後に継続的・発展的に獲得できるかどうかを重視します。

1. 「知識・技能」

- ①本学科の教育課程を学修できる基礎的知識・技能を有している。

※高等学校の調査書を重視し、判断します。

2. 「思考力・判断力・表現力」

- ①実社会における様々な状況に対応できる思考力・判断力・表現力の習得が期待できる。

※面接及び小論文を実施し、判断します。

3. 「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」

①他者と協働し、社会に貢献しようとする意欲があり、社会の一員として主体的に関わる創造的思考力と総合的な人間性の育ちを期待できる。

※面接及び入学願書における「入学動機」、自己推薦書及び高等学校による推薦書、高等学校における諸活動の実績等を重視し、判断します。

<保育科>

保育科は、幼稚園教諭二種免許及び保育士資格の取得のために学び、卒業後、保育・教育職にかかわる仕事に就く意欲を持っている学生の入学を期待します。入学者の選抜においては、保育者に求められる「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「協働性・人間性」の三つの「資質と能力」を判定の基準とします。また判定においては、この三つ「資質と能力」を入学後に継続的・発展的に獲得できるかどうかを、重視します。

1. 「知識・技能」

①本学科の教育課程を学修できる基礎的知識・技能を有している。

※高等学校の調査書を重視し、判断します。

2. 「思考力・判断力・表現力」

①保育現場における様々な状況に対応できる思考力・判断力・表現力の習得が期待できる。

※面接及び小論文を実施し、判断します。

3. 「協働性・人間性」

①他者と協働し、社会に貢献しようとする意欲があり、子どもに対する教育的愛情の育ちが期待できる。

※面接及び入学願書における「入学動機」、自己推薦書及び高等学校による推薦書、高等学校における諸活動の実績等を重視し、判断します。

本学は、上記三つの方針を踏まえ、三者間の有機的関係を維持し、教育活動を行っている。まず、PDCA サイクルの起点となる「卒業認定・学位授与方針」は、本学では、前述のとおり学習成果として位置付け用いている。それは、両学科の学生の卒業後の進路の多くが、国家資格・免許、多様な協会・団体の資格を有する専門職（幼稚園教諭・保育士・介護職員、医療事務など）それぞれの現場で必要とする「資質と能力」を具現化し、それらを身につける教育実践をめざす必要があるからである。

「教育課程の編成・実施の方針」も、「卒業認定・学位授与方針」に掲げる目標を達成するために実学的な職業教育（職業に関係する免許や資格の取得できる）に必要な「教養」と「専門」の教科課程編成を基軸として策定されている。このような二つの方針の改正は、令和元(2019)年度におけるシラバスの作成におけるガイドラインの見直し、カリキュラムの改正、カリキュラムマップの導入、GPA・CAP 制度の導入などに繋がる一連の教育活動の改善に有効な指標として機能しているといえる。。これらの二つの方針を踏まえて、学生を受け入れるための「入学者受入れ方針」も、入学者に求める学力を明確にし、具体的な入学者選抜の方法を明示するものとなっている。

本学の三つの方針は、平成 25(2013)年にその原案が策定されて以来、学科会議、教学委員会、FD 委員会、自己点検・評価委員会の定期的な検証と教職員からの議論を積

み重ね、調整された改定案が提示された後、最終案が教授会へ提出され、検討・承認される流れを踏んでいる。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

建学の精神に基づき教育目的・目標を確立しており、各種媒体で明示している。「建学精神」―「教育目的・目標」―「学習成果」の一連の整合性を定期的に点検し、学習成果をより具体的に明示する努力が今後も継続されるべきである。また、学習成果を学生によりわかりやすく、より具体的に提示するために、ガイダンス資料及びシラバスの充実化を図る努力も継続すべきである。

学習成果の量的・質的データとしての測定する仕組みとして、学生のボランティア活動などの成果を反映し、単位化する試みも必要である。また、カリキュラム、授業の開講時期、クラスサイズ、クラス編成などに関する具体的な改良を行い、学習成果を中心とした教育プログラムの再構築に取り組むべきである。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

教育の目的・目標は、建学の精神に基づき確立され、学内外にも広く公表している。また、教育の効果についても各種データを活用し、組織的に検討しているため、特記事項としてあげるべき点は特にない。

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

本学は「近畿大学九州短期大学自己点検・評価の実施に関する規程」に則って自己点検・評価委員会を設置しており、総合的な自己点検・評価が展開できる体制を整えている。学長のもとに ALO と委員会のメンバーが中心となり、全教職員が定期的に自己点検・評価に取り組んでいる。

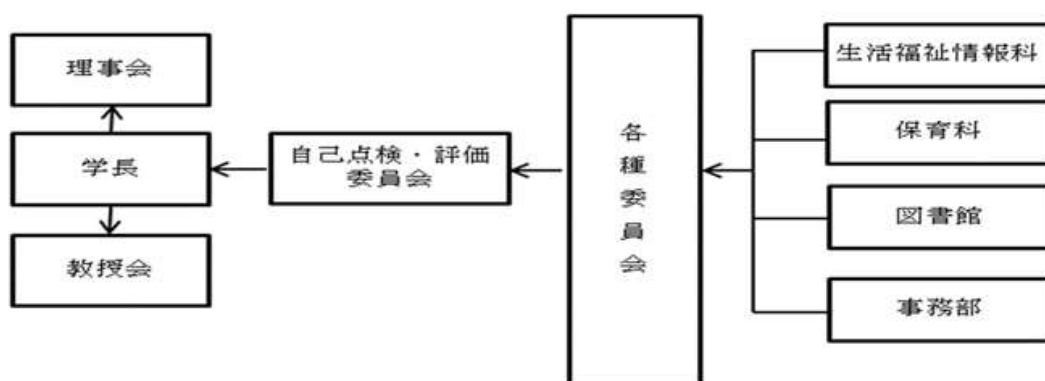
従来、本学の自己点検・評価は、各教員や各種委員会及び学科会議で個別的・断片的に行われてきた。しかし、平成 16(2004)年 7 月、本学の研究・教育水準の向上に資するために、教職員の組織的・有機的な取り組みと連携が必要であるとの認識から「近畿大学九州短期大学自己点検・評価委員会（以下委員会）」が組織され、今日に至って

る。委員会は「近畿大学九州短期大学自己点検・評価の実施に関する規程」に基づき、学長、学長補佐、ALO、学科長、事務長、図書館長、学長が任命した教職員により構成されている。委員長には学長、副委員長には学長補佐、ALOには保育科学科長が就任しており、教学面と管理・運営面からの総合的な自己点検・評価が展開できる体制が整備されている。具体的な点検・評価項目については、平成29(2017)年度に委員会規程の委員会細則第2条を次の通り改定した。

- (1) 建学の精神・理念、教育の目的・教育目標
- (2) 三つの方針
- (3) 教育の実施体制
- (4) 学習成果の到達度と教育効果
- (5) 学生支援
- (6) 研究
- (7) 社会的活動
- (8) 管理運営
- (9) 財務
- (10) 改革・改善事項
- (11) 将来計画の策定
- (12) 自己点検・評価体制

各点検・評価項目に関する現状及び課題は、まず、各学科、図書館、事務部から各種委員会を経て集約される。それらの諸課題は、全教職員が参加するFD・SD活動を通して議論・検討され、最終的に「自己点検・評価委員会」でまとめられる。学長は、その結果を理事会に報告し、教授会の審議・運営に用いる仕組みである。委員会組織の機能は、下図に示されるような構図で執行されている。

近畿大学九州短期大学各種委員会組織図



本学における自己点検・評価活動は、学長のもとに ALO と自己点検・評価委員会が中心となり、本学の教職員が一体となって行われている。また、学長以下本学の教職員は、日常的に自己点検・評価活動を通して本学の教育体制の実状を常に把握し、本学の改善・改革に取り組んでいる。したがって、本学における自己点検・評価活動は、全専任教職員が一体となって参画しているといえる。

自己点検・評価活動は、毎年度、課題を絞って行っており、その単年度の記録は、全学ネットワーク（K-SHARED）に掲載され全学的に共有される。それらを3年周期でまとめ、「自己点検・評価報告書」として大学のホームページに公表している。また、短期大学基準協会の認証評価の報告書及び結果も、大学のホームページに公表している。

平成28(2016)・29(2017)年度は、「三つの方針」の部分的修正、平成30(2018)年度は「学習成果の獲得の査定」に関する仕組みの検討及び「三つの方針」の見直し、令和元(2019)年度は、学習成果を起点とした査定のPDCAサイクルの構築が大きなテーマであった。

高校関係者からの意見聴取について、本学は、毎年6月と9月に「高校訪問」を実施している。また、毎年、福岡県内の高等学校の進路指導教員を対象にした「進学説明会」を開催し、意見交換を行っている。また、同法人の附属福岡高等学校とは高校の「授業見学」、本学の「講義参観」、「教育情報交換会」などの交流を毎年実施している。このような機会を通して、高等学校関係者から本学に対する意見を積極的に聴取するよう努めている。最終的に得られた意見及び情報は、学科会議及び教学委員会などの各種委員会において報告・検討され、全学的に共有されている。

自己点検・評価活動によって明らかとなった問題点や課題は、最終的に学長及び教授会に提言され、次年度の学科会議及び各種委員会において改善策の具体的な検討を重ねていることになる。その結果は、「三つの方針」の見直し、学習成果の策定、授業・学生支援のあり方、教育方法の見直しなどの教育実践の改革・改善に活用されている。

[区分 基準 I -C-2 教育の質を保証している。]

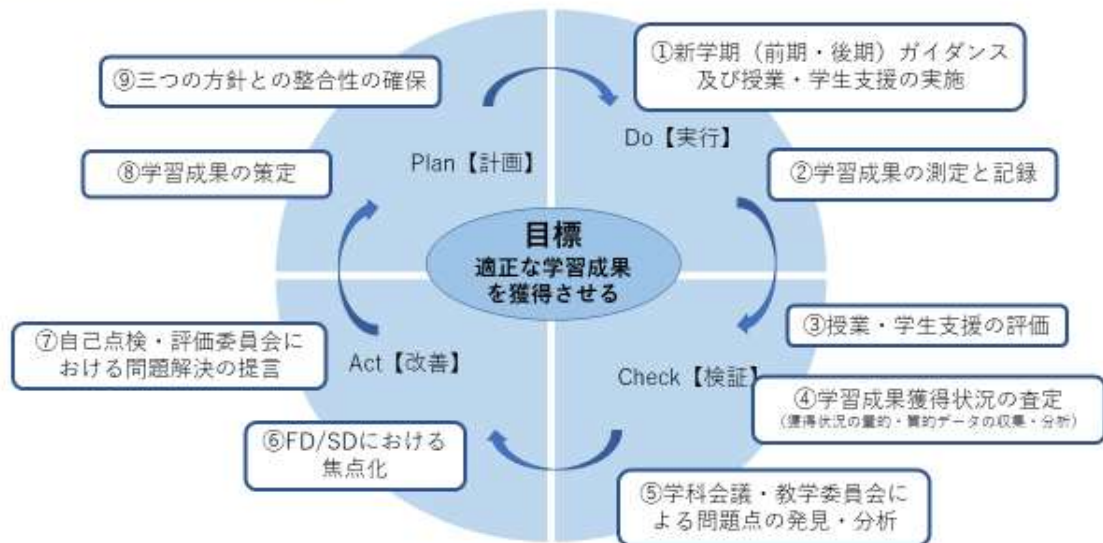
※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I -C-2 の現状>

本学は、学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法は有している。現在の手法は以下の通り（①～⑨のサイクルである）である。

学習成果のPDCAサイクル



①新学期（前期・後期）ガイダンス及び授業・学生支援の実施

②学習成果の測定と記録

③授業・学生支援の評価

- ・「授業評価アンケート」による点検

授業に対する意欲、興味・関心、獲得した知識・技能に関する学生の自己評価を数値化し、教員の教育方法の分析に用いる。

④学習成果獲得状況の査定（獲得状況の量的・質的データの収集・分析）

- ・定期試験など（レポート、作品制作、実技、実習日誌など）による査定

学生個人に対する定期試験などによる査定は、各科目担当者の評価を土台にして、各学科会議において確認されている。学習成果の達成度が著しく低い学生について注意を促し、学習意欲の向上に向けた改善策などについて定期的に検討されている。

- ・資格・免許認定、検定試験による査定

目指す業種や職種に最適な知識や技術について、資格・免許認定、検定試験などの取得状況で評価している。また、社会人として必要な資質と能力を習得しているかについても、査定している。

⑤学科会議・教学委員会による問題点の発見・分析

⑥FD/SDにおける焦点化

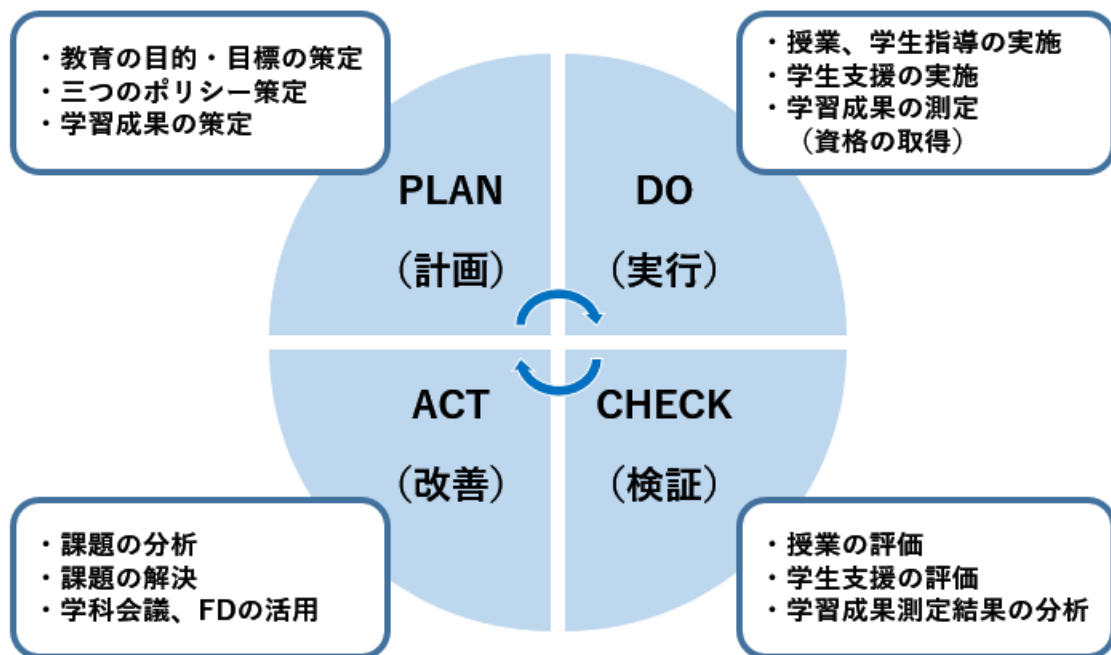
⑦自己点検・評価委員会における問題解決の提言

⑧学習成果の策定

⑨三つの方針との整合性の確保

本学では、「教育の向上・充実のためのPDCA サイクル」を活用している。

教育の向上・充実のためのPDCAサイクル



PLAN の学習成果の策定では、学校法人近畿大学ならびに本学の建学の精神、教育理念と各学科が設定する教育目的・目標との関連を重視しながら三つの方針を策定し、その整合性を明確にしている。建学の精神、教育の目標、学習成果の相互関係と合わせて教育課程の卒業・取得資格・学習成果の点検・評価の基準の整合性を確保する。その際、学習成果は、目指す業種や職種に最適な専門的な知識やスキルの習得にくわえ、社会人としての資質・能力を合わせて習得することを学生・保護者に周知し、学内外に表明している。

DO の過程では、「新入生ガイダンス」や「新学期ガイダンス」においてシラバス作成のためのガイドラインに従って授業の到達目標、「該当DP」区分、評価方法などを学生にわかりやすく提示している。さらに、各科目担当者は、個々の学生の能力や進度に応じた学習指導・支援を行い、学期末もしくは学年末に学習成果を測定し、点検・評価することになる。CHECK では、まず、教員が「授業評価アンケート」を中心に授業内容と学習指導・支援に対する評価を分析する。その分析結果は、「授業評価・自己点検報告書」にまとめられ自己点検・評価委員会に提出されるほか、各学科会議にも報告され、教員全体で共有される。ACT では、各学科会議レベルで見出された課題を教学委員会のFD・SD活動に収斂し、再度、検討する。その結果、学習成果獲得の諸課題に対する具体的な改善・解決策が導き出されることになる。このような過程を経て、次の新しいPLAN の策定に辿り着く。本学は、この絶え間ない循環を通して、教育の質を保証し、教育の向上・充実をめざすPDCAサイクルを構築している。

本学は、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを点検・確認し、各法令を遵守している。文部科学省、厚生労働省などの公文書及び情報などは、本学の庶

務会計課が全学ネットワーク（K-SHARED）にて全教員に周知される。その内容によって、学科会議、FD・SD 研修会など学科会議において、法令遵守を前提に協議を重ね、必要な処置を講じるため教員全員が問題意識を共有し、具体的な対処を確認している。

保育科は、平成 21(2009)年文部科学省による教職科目の変更（教育職員免許法施行規則第 6 条表）に伴い、カリキュラムの改正（「保育・教職実践演習」の導入）を行い、教職課程認定を受けた。平成 23(2011)年度からは、文部科学省による「教育職員免許法改正（平成 20 年文部科学省法令 34 号）平成 21 年 4 月 1 日施行」を受け、「免許状更新講習」を開設し、幼稚園教諭養成校としての役割と責任を果たしている。また、平成 23(2011)年度には、厚生労働省による「保育士養成課程の改正」を受け、カリキュラム改正を行った。さらに、平成 24(2012)年、厚生労働省九州厚生局による「養成施設指導調査」が実施され、関連法案を遵守し保育士養成施設として適正に運営されていると評価された。平成 26(2014)年、文部科学省の「教職課程実地調査」を受け、幼稚園教諭養成校として適正に運営されていると評価され、平成 30(2018)年に文部科学省の「教職課程再課程認定」の承認を受けている。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の課題>

本学は、自己点検・評価のための規程・組織を整備し、定期的な点検・評価を行っている。また、本学の教員は、自己点検・評価報告書の作成に積極的に関与しており、改善に活用している。しかし、課題を抱えているのも事実である。

まずは、教育目標と学習成果の一貫性・整合性の点検・分析において、学生のニーズを把握するために、卒業生及び就職先のアンケート調査を用いていなかったことである。令和元(2019)年度の自己点検・評価活動において、様々な議論があったが、アンケート調査を実施すべきであるという結論に至った。令和 2(2020)年 3 月卒業生を対象にした調査は実施できたが、新型コロナウイルス感染症の影響で幼児教育機関や地元一般企業への調査は実施できなかった(今年度中に実施予定)。いずれにしても、まだ、分析に必要な十分なデータが蓄積されていないといえる。教育の効果及び質を保証するためにも、至急、解決すべき重要な課題であると認識している。

次に、高等学校からの意見聴取に関する課題である。本学は、高校訪問、進学説明会、附属高校等の授業見学、情報交換会などの交流を通じて意見聴取を行ってきた。しかし、より客観的データに基づいた「高校生及び保護者、教員のニーズ」を教育改善に取り入れ、学習成果の策定に反映すべきである。そのため、今後、筑豊地区の高校を対象とした体系的なアンケート調査の導入を計画している。

前述した課題の改善を図りながら、学習成果を焦点にする PDCA サイクルを用いて学内全体で継続的に教育の質を保証するアセスメントに努めていきたい。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項>

特記事項として述べるべき点はない。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証評価で次の3つの事柄を行動計画としてあげている。

- ①教育活動と建学精神及び教育目的との整合性の継続的点検
- ②学習成果の評価における質的客観的に量的・質的データの分析方法の導入
- ③「自己点検・評価報告書」の公表

これらの行動計画に対して、次のように実施している。

①については、建学の精神－教育の目的との整合性を重視し、「卒業認定・学位授与方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れ方針」（三つの方針）を2回〔平成26(2014)年度、平成29(2017)年度〕見直し、現在に至っている。今後も、継続的に「建学精神－教育の目標・目的－三つの方針」の整合性を点検していく。

②については、学習成果の評価における客観的な量的・質的データの分析に用いるため、GPA・CAP制の導入、シラバスにおける到達目標の明確化及び「該当DP」の区分表示、カリキュラムマップの導入、授業評価アンケートのWeb形式活用、履修カルテの活用などの改善を図ってきた。また、教育目的・目標に基づいた学習成果の地域・社会的ニーズを卒業生本人と就職先に対して同時にアンケート調査で収集し比較・分析する仕組みを構築した。その結果を本学のホームページに公表することにした。

③については、自己点検・評価活動は、毎年度、課題を絞って行っており、その単年度の記録は、全学ネットワーク（K-SHARED）に掲載され全学的に共有される。それらを3年周期でまとめ、「自己点検・評価報告書」として大学のホームページに公表するようになっている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

各テーマにおいて記述した「計画」を実現するためには、総合的かつ体系的に改善を図る必要があると認識している。

まず、学習成果を焦点とするPDCAサイクルを活用するためには、三つの方針のもとに教育方法の実践を行い、その結果について「査定」と「分析」が必要である。本学では、その過程に必要な学生のニーズに関するデータ（卒業生アンケート、就職先アンケート）の収集が不十分である。令和元(2019)年度、初めて実施した卒業生アンケート調査では、回収率も低調であった。令和2(2020)年度からは、就職先のアンケート調査も併せて実施し、分析に必要なデータの蓄積を継続的に行いたい。また、筑豊地域の高等学校関係者からの意見の聴取も、現在の高校訪問、進学説明会などによる聞き取り結果の集約に加え、アンケート調査を実施し、より客観的データの収集に努めたい。それらの結果分析を通して、本学の学習成果等が社会のニーズに符合しているか否かの点検に反映できる仕組みにしたい。

次に、自己点検・評価活動の体系的な見直しも必要である。現在は、単年度のテーマ別自己点検・評価活動を3年毎に自己点検・評価報告書にまとめる仕組みである。教育の「向上・充実のためのフィードバック」を活性化させていくためにも、自己点検・評価報告書を1年周期にまとめることに改めていきたい。このような改善の結果を本学の教育の向上PDCAサイクルの再構築に繋げてい

きたい。

最後に、地域社会に対して、本学教員の研究・教育成果をより積極的に発信していくために、飯塚市民を対象にした公開講座（年 2 回）の実施を計画しており、来年度から着実に実行していきたい。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。

①学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確にしている。

(2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。

(3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。

(4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

本学では、基準Ⅰ-B-2 で述べたとおり卒業認定・学位授与方針を学習成果として位置づけている。卒業認定・学位授与方針では、卒業の要件について次のように定めている。

生活福祉情報科

「本学科の教育課程において所定の修業年限以上在籍し、所定の単位を修得し、以下の資質・能力を身につけ、かつ卒業を認定した学生に対して短期大学士（生活科学）の学位を授与します。」

保育科

「本学の教育方針に基づいたカリキュラムを通して所定の単位を修得し、かつ下記の事項を達成した場合に卒業を認定し、短期大学士（教育・保育学）の学位を授与します。」

卒業及び学位授与は学則第 33 条において「本学に 2 年以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した者については教授会の議を経て学長が卒業を認定する」と規定され、同第 34 条に「本学を卒業した者は、短期大学士の学位を授与」としている。卒業までに取得する単位数については、学則第 23 条「専門教育科目中、必修科目として、生活福祉情報科は 14 単位、保育科は 15 単位を履修しなければならない」、同第 24 条「学生が卒業に要する単位数は、共通教育科目及び専門教育科目のなかから必修及び選択を含めて、生活福祉情報科は 62 単位以上、保育科は 62 単位以上」と定めており、特定の資格・免許の取得を卒業の要件とはしていない。単位は学則第 26 条にあるように「授業科目を履修し、その試験等に合格した者には所定の単位」が授与されることになっている。その成績評価については、同第 27 条に「学業成績は、秀・優・良・可及び不可に分け、秀・優・良・可を合格とし、不可を

不合格とする。秀は 90 点以上、優は 80 点以上、良は 70 点以上、可は 60 点以上、不可は 59 点以下とする。」と定め、GP（グレードポイント）についても学業成績に対応する形で、秀は 4、優は 3、良は 2、可は 1、不可は 0 となる。各科目の詳細な成績評価基準は『学生便覧』に添付されたシラバスに示している。また、保育科では、質の高い保育士及び教員の養成が社会的に要請されていることから、保育実習及び教育実習に関して、実習への「参加資格」要件を設け、実習の機会ごとに学科会議において資格審査を実施している。

基準 I -B-3 で述べたように、本学の卒業認定・学位授与方針は、平成 25(2013)年度に策定され、平成 26(2014)年度に一部を見直し、平成 28(2016)年文部科学省中央教育審議会答申、平成 29(2017)年 4 月 1 日施行の「学校教育法施行規則の改正」を受けて、令和元(2019)年度に再び見直し、現在公表している卒業認定・学位授与方針を定めるに至った。

本学はこの飯塚の地に開学してから 50 年以上たち、数多くの卒業生を輩出してきた。半世紀にもわたる教育活動により、学校法人近畿大学が掲げる「建学の精神」を具現化する「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人の育成」という教育目的は、卒業生たちの社会的活躍により地域に浸透している。卒業生の就職先の割合は、両学科ともに筑豊地域が突出している。生活福祉情報科は、福岡市、北九州市といった大都市に比して、企業数、求人数などの点で地方の中小都市のハンディキャップがありながら、高い就職率を毎年確保している。保育科も毎年 90%以上の就職率を維持し、筑豊地域に所在する幼稚園・保育所の約 80%が本学卒業で占め活躍している。高度な専門的知識と高い技術力を持ち、かつ倫理観を兼ね備えた教育者・保育士として社会に貢献できる者に卒業認定・学位授与をしている。このような現状から、本学が筑豊地域において一定の評価を得ており、卒業認定・学位授与方針も社会的に通用性があるものと評価されている。また、4 年制大学やその他の高等教育機関への編入学実績を有することから、卒業認定・学位授与方針の国際的な通用性があるといえる。

定期的な点検について、本学では、各学科会議を基本として、横断的に教学委員会、自己点検・評価委員会、さらに教授会がその任にあたっている。卒業要件をはじめ学位授与に関わる事案などを学科会議にて確認・点検し、必要があれば FD・SD 研修会において報告を行い、その課題を教学委員会で審議し、自己点検・評価委員会を経て教授会にて決議される。このようにして定期的に点検を行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。

- ③成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等のとおり判定している。
 - ④シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑤通信による授業を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

基準Ⅰ-B-2で述べたように、教育課程編成・実施の方針については、以下のように定めている。

- ・生活福祉情報科

「ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するために共通教育科目及び専門教育課程を編成し、科目を配置する。」

- ・保育科

「ディプロマ・に掲げる目標を達成し、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格を取得するために共通教育科目及び専門的知識と実践的技術を修得するための専門教育科目、その他必要な科目によって編成され、体系的に科目配置をしています。」

本学では卒業認定・学位授与方針を学習成果として位置付けている。上記に示した教育課程編成・実施の方針に沿って、両学科では教育課程を編成し、授業科目を各学年、学期に配置し、免許・資格の取得という具体的な学習成果を獲得することができるようにしている。以上から、教育課程は卒業認定・学位授与方針に対応しているといえることができる。

「短期大学設置基準」第4章 教育課程（教育課程の編成方針）第5条、第5条2項、第6条に示されているように、本学では教育課程を体系的に編成している。また、保育科は養成施設でもあるため、文部科学省及び厚生労働省の示すところに従い、教育課程を編成し、課程認定を受けている。

生活福祉情報科の教育課程は、学則別表第1にある共通教育科目、同別表第2にある生活福祉情報科専門教育科目からなる。本学科では、デザイン分野、ビジネス分野、医療・福祉分野ごとに取得を目指す資格を定め、授業科目もそれらに対応するようにしている。また、複数の資格を取得することや分野を横断した学習が可能となるように、時間割の編成についても配慮している。資格と履修する授業科目の一覧を『学生便覧』に示し、履修指導を行っている。この一覧を参照して、学生は入学後に選択する3分野とあわせて、受講する授業科目の学習成果を積み重ねることで取得できる資格を具体的に把握できるようになっている。学生は、資格の取得に向けた学習だけではなく、他の分野の授業科目も履修することができ、興味・関心に応じて履修する授業を選

択する。このように、学生が自分の興味・関心によって履修した科目や取得を希望する資格に対応した科目を履修していくことによって、卒業要件である 62 単位以上を修得することにつながっていく。

表 II-1 生活福祉情報科 取得可能資格一覧

種別	資格名	指定科目数
指定科目の単位を修得することにより資格を取得できるもの	社会福祉主事（任用）資格	3（8科目中から選択）
	介護職員初任者研修	9
指定科目の単位を修得することにより受験資格を取得できるもの	医療管理秘書士	13
	病歴記録管理士（初級）	13
	ケアクラーク（介護保険事務管理士）	2（社会福祉主事（任用）資格取得指定3科目の履修が必要）
単位とは無関係に受験できるが、授業や課外で受験指導を行うもの	秘書技能検定 全経簿記能力検定 色彩検定 サービス接遇実務検定 日本商工会議所簿記検定 ウェブデザイン技能士 カラーコーディネーター検定 日本語ワードプロセッサ検定 マイクロソフトオフィススペシャリスト 情報処理技能検定 ITパスポート試験	

保育科は、保育士資格・幼稚園教諭二種免許状の取得という具体的な目標を設定している。履修モデルを提示し、ここの学習成果に具体的な意味を持たせている。保育科の教育課程は、文部科学省・厚生労働省から示された基準に基づき編成され、卒業時に幼稚園教諭二種免許状と保育士資格との両者を取得できるように授業科目を配置している。授業科目は共通教育科目、保育科専門教育科目によって構成され、保育士資格取得には、共通教育科目 6 単位以上、専門教育科目 64 単位以上の取得が求められる。幼稚園教諭二種免許状は、共通教育科目 8 単位以上、専門教育科目 32 単位以上を修得する必要がある。卒業時に両者を取得できるよう授業科目の読み替えなどの配慮を行っている。保育科の教育課程は、学習成果を中心とした、学生にとって分かりやすい編成となっている。

両学科のすべての授業科目は、卒業認定・学位授与方針に対応する「該当 DP」がシラバスに明記されており、学習成果に対応したものとなっている。以上のように学習成果に対応した、授業科目の編成を行っている。

本学では、令和元(2019)年度より履修登録できる授業科目の単位数について、学期毎に 30 単位を履修の上限として定める CAP 制を導入し、学習成果の深化を図っている。ただし、生活福祉情報科の「医療事務資格科目」、「介護職員初任者研修科目」、「編入学科目」については制限の除外科目となっている。

成績評価については、「短期大学設置基準」第 11 条の 2 及び同 4 に厳格に示されている通りである。成績評価については、原則、各学期末に行う定期試験により決定する。定期試験の受験資格は各科目について 3 分の 2 以上出席した者に付与され、そ

れに満たない者は「受験資格なし」と判定される。シラバスには、全科目の評価・単位認定条件を示しており、各教員はこれを厳格に適用している。その成績評価については、学則第 27 条に「学業成績は、秀・優・良・可及び不可に分け、秀・優・良・可を合格とし、不可を不合格とする。秀は 90 点以上、優は 80 点以上、良は 70 点以上、可は 60 点以上、不可は 59 点以下とする。」と明記している。成績評価については学則、その方法についてはシラバスに明記した基準にしたがって、「短期大学設置基準」にある客観性、厳格性をもって、成績評価を行っている。令和元(2019)年度に GPA 制度を導入したことにともない、成績の判定基準に「秀」を導入したことも、学習成果の獲得の判定・基準をより客観的で厳格に実施するための改善である。こうした改善などを通して、成績評価は学習成果の獲得を「短期大学設置基準」などにのっとり判定しているといえる。

シラバスに掲載しているすべての授業科目は、以下の項目を明示している。令和元(2019)年度からは卒業認定・学位授与の方針との関連を「該当 DP」として記入する項目を設け、学習成果の獲得の測定に用いると同時に、教員と学生が具体的に学習成果を認識できるようにした。

表 II-2 シラバス記載事項一覧

項目	内容
科目	科目の名称
担当者	担当者の職位及び氏名
開講時期	開講年次及び開講期（前期／後期／通年）
授業区分	必修／資格必修／選択の別
授業形態	講義／実習／演習などの別
授業回数	当該科目の全授業回数
授業コード	当該科目のコード
単位数	当該科目の単位
オフィスアワー	授業担当者オフィスアワー指定日
ナンバリング	該当科目のナンバー
該当 DP	該当する卒業認定・学位授与方針
授業の到達目標及びテーマ	当該授業が目指す目標
授業の概要	当該授業の内容
事前学習及び事後学習	予習・復習の内容及び時間
授業計画	全授業の実施予定内容
学生に対する評価	評価方法及び総得点における内訳
テキスト	授業で使用する主教材の内容
参考文献・参考資料など	授業で使用する副教材の内容

通信教育部は、生活福祉情報科では卒業・社会福祉主事（任用）資格取得コース、介護職員初任者研修課程・社会福祉主事（任用）資格取得コース、医療管理秘書士・社会福祉主事（任用）資格取得コースを設けている。また、保育科は卒業・社会福祉主事（任用）資格取得コース、幼稚園教諭二種免許状・社会福祉主事（任用）資格取得コース、保育士資格・社会福祉主事（任用）資格取得コース、幼稚園教諭二種免許状・保育士資格・社会福祉主事（任用）資格取得コースの 4 コースを設けている。授業科目は「通信授業科目」と「面接授業科目」とがある。「通信授業科目」は学習課題に沿ってまとめたレポートを提出し、科目終末試験を受験することにより、単位修

了試験を受ける授業形態である。「面接授業科目」はスクーリングを受講し、単位修了試験を受講することによって単位認定を受けるものである。

「通信授業科目」については『学生便覧』に学習する印刷教材が明示され、受講者は示された教材にそって学習を進めることができるようになっている。「面接授業科目」は『学習便覧』『梅友』『オリエンテーションブック』に開講スケジュール、受講方法、学習内容が記載されており、受講者は学習進度や在学年により受講科目を選択することができるようになっている。既習科目の単位認定も行っており、入学前の学びの結果を有効に生かすことができるようになっている。このように、本学通信教育部では、通信による教育を行う学科・専攻課程の印刷教材による授業（添削等による指導を含む）、面接授業の実施を適切に行っている。

教員の配置であるが、生活福祉情報科には教授4名、准教授2名、講師1名を、保育科は教授5名、准教授8名、講師1名を配置している。専任教員の経歴（学位）・業績については、個人調書の他に、本学ホームページからも確認することができる。教授9名の内訳は博士2名、修士7名であり、全員が短期大学設置基準第23条の教授の資格を満たしている。准教授10名の内訳は博士4名、修士5名であり、全員が「短期大学設置基準」第24条の准教授の資格を満たしている。講師については博士1名、修士1名であり、全員が「短期大学設置基準」第25条の資格を満たしている。そして、本学ホームページの「教員紹介」には各教員の専門分野が掲載されている。専門分野からも明らかなように、21名の専任教員は各自の研究テーマと研究業績に基づいて担当科目が決められており、適切な配置となっている。

兼任教員は、各学科で必要な科目を教授できる教員に科目担当の依頼を行い、適切に配置している。非常勤講師も学位、研究業績、その他の経歴等に基づき採用し、適切に配置している。

教育課程の見直しについては、両学科ともに卒業者数、進路決定者数、免許・資格の取得状況、卒業生に関する外部からの評価や卒業時アンケート、授業評価アンケートなどの結果を踏まえ、適宜学科会議において検討を行っている。両学科より出された検討事項や改善案については、教学委員会及び自己点検・評価委員会において審議や修正を重ね、教授会において最終的な決定がなされる。必要があれば、FD・SD研修会において報告を行っている。こうした検討を積み重ね、成績評価の国際的通用性などを考慮したGPA制度の導入、成績評価基準の見直し、CAP制の導入などを進めてきた。また、保育科では平成30(2018)年度に実施された教職課程再課程認定の審査及び厚生労働省より通知された「指定保育士養成施設の指定及び運営基準について」に従い、教育課程の全面的な見直しを行ったところである。現在は新教育課程に移行して2年目にあたるため、文部科学省及び厚生労働省から示された基準に沿って運用できているかどうかを学科会議などで検討している。以上のように、本学では学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

本学では教養教育として、共通教育科目 33 科目を設けており、(人間と文化)領域の 9 科目、(人間と生活)領域の 18 科目、(人間と環境)領域の 5 科目から構成されている。共通教育科目は、卒業認定・学位授与方針や教育課程編成・実施の方針にも示しているように、主に学びに向かう力の育成や基礎的な理解力の習得を狙いとしている。「国語表現法」、「英会話Ⅰ」、「キャリアデザインⅠ」、「情報処理入門」において「読む・理解する・まとめる・書く・話す」などの基礎能力向上を初年次の教育で強化している。そして、両学科ともに、免許・資格の取得や就職を見据えた際に履修が必要となる科目を学科指定科目とし、学生に必ず受講するように促している。

生活福祉情報科は、「情報処理入門」、「表計算Ⅰ・Ⅱ」、「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」を学科指定科目とし、必ず履修する科目として指導を行っている。また、「基礎法学」、「医学一般」は資格取得の指定科目となっている

保育科では、文部科学省及び厚生労働省から示された基準に基づき共通教育科目を開講しており、卒業時に保育士資格と幼稚園教諭二種免許状との両方を取得できるように共通教育科目を配当している。学科指定科目としては「キャリアデザインⅠ」を設定し必ず受講するよう指導を行っている。

このように教養科目に十分な科目数があり、その分野も多岐にわたっており、教養教育の内容と実施体制が確立している。

生活福祉情報科では、社会福祉(主事)任用資格、医療管理秘書士、病歴記録管理士の資格を取得する際に、共通教育科目の「基礎法学」、「医学一般」と指定された専門教育科目の修得が義務づけられている。また、授業や課外で指導を行う資格取得に関しては、「情報処理入門」、「表計算Ⅰ・Ⅱ」、「ビジネス実務演習Ⅰ・Ⅱ」などの共通教育科目や専門教育科目にて指導を行っている。保育科では、共通教育科目は保育士資格取得に関する基礎科目であるとともに、幼稚園教諭免許状取得に関する免許法施行規則に定める科目でもある。

以上のように、共通教育科目の一部の科目は、免許・資格の取得に関して修得を義務づけられており、専門教育科目との関連は明確となっている。

教育課程の効果については、単位修得状況、免許・資格取得者数、授業評価アンケートなどによって測定している。学科会議において、単位修得状況、免許・資格取得者数、授業評価アンケート結果について評価を行い、改善点の検討を行っている。学科会議において検討した事項については、教学委員会、自己点検・評価委員会において審議を行うことによって定期的な改善に取り組んでいる。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする授業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4の現状>

生活福祉情報科では、共通教育科目の「キャリアデザインⅠ」を1年次通年科目として、「キャリアデザインⅡ」を2年次通年科目として開講し、「導入期」から「完成期」に至る2年間に、職業に関する基礎的な理解を経て自己の特長を活かした職業選択を可能にするための職業教育を行っている。そして、1年次に企業や病院などへの就職希望者を学内で募り、企業などへ派遣する「短期インターンシップ」を実施している。この職場での貴重な体験を通じ、社会人としての能力の基礎を築くことが可能となる。さらに、医療・福祉分野では1年次後期に介護施設での現場体験等を行い、「介護初任者研修」の資格取得に向けた指導を行っている。そのほか、職業への接続を図る医療福祉事務演習や簿記演習などもある。

保育科では、1年次に「保育科基礎演習」「教育実習事前事後指導」「保育実習事前事後指導」、2年次前期に「保育実習事前事後指導Ⅱ・Ⅲ」を開講し、専門職に携わるための資質と能力の育成に努めている。また、2年次前期に開講している学科指定科目の「キャリアデザインⅠ」においては、就職活動に際し求められる知識と技術について教授している。実習に際しては、参加資格として指定された共通教育科目と専門教育科目の習得を条件としている。

1年次後期から2年次前期の約1年間にわたり、週1回の終日実習を隣接する付属幼稚園で実施している。学外における実習としては、1年次後期に「保育実習Ⅰ」、2年次前期に「教育実習」「保育実習Ⅰ」、2年次後期に「保育実習Ⅱ・Ⅲ」の計4回の実習の機会を設けている。

以上のように、専門教育と教養教育を主体とする授業への接続を図る職業教育の実施体制は明確になっている。

職業教育の効果は、実習に関する評価、卒業生の進路先からの意見聴取、免許・資格の取得状況によって測定できるものであり、それらを通じて測定・評価を行っており、改善に結びつけている。両学科から提出された改善点については、教学委員会及び自己点検・評価委員会において審議を行っている。以下の表は過去3年間の免許・資格取得者数である。

表Ⅱ-3 生活福祉情報科 資格取得者数一覧（過去3年間）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護職員初任者研修	3名	1名	3名
医療管理秘書士	6名	2名	8名
病歴記録管理士（初級）	6名	2名	8名
ケアクラーク（介護保険事務管理士）	5名	0名	0名
秘書技能検定2級	1名	8名	26名
秘書技能検定準1級	6名	2名	9名
秘書技能検定1級	1名	0名	0名
秘書実務士	9名	8名	5名
サービス接遇実務検定2級	15名	19名	29名
サービス接遇実務検定準1級	10名	1名	5名

表Ⅱ-4 保育科 免許・資格取得者数一覧（過去3年間）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
幼稚園教諭免許状取得者	47名	57名	54名
保育士資格取得者	49名	57名	57名

【区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

本学の入学者受け入れの方針は、学習成果と明確に対応している。基準Ⅰで前述している通り、本学は「育成すべき資質と能力の三つの柱」を具現化した卒業認定・学位授与方針を学習成果として位置付けている。そのため、本学の入学者受入れ方針

は、両学科とも「育成すべき資質と能力の三つの柱」である「知識・技能」、「思考力・判断力」、「協同性・人間性」の観点から策定されており、学習成果（＝「卒業認定・学位授与方針」）における観点と一致している。令和元(2019)年度の本学の入学者受入れ方針の見直しは、学習成果との関係をより明確にし、整合性を保つことを目指した結果でもある。

本学の入学者受入れ方針は、『キャンパスガイド』、『入学試験要項』、ホームページにおいて明確に示し、公表している。また、受験生、保護者、高等学校の関係者にも印刷物とホームページを通じて、周知に努めている。

本学の入学者受入れ方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。両学科とも、高等学校の『学習指導要領』における「学力の三要素」、即ち、「育成すべき資質と能力の三つの柱」をその基準にしている。詳細は、以下に示すとおりである。

【知識・技能】	高等学校の調査書で把握
【思考力・判断力・表現力】	面接及び小論文で把握
【協同性・人間性】	面接及び入学願書の「入学動機」、推薦書、高等学校の活動実績で把握

本学の入学者選抜（推薦、一般、A0選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。本学は、推薦入学試験（Ⅰ期、Ⅱ期、自己推薦）、一般入学試験（前期、後期）、A0入学試験、社会人入学試験を設けており、各試験における選抜方法及び判定基準を明記しており、入学者受入れ方針に対応している。

本学は、高短接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。以下に示す選抜では、それぞれの選考基準を明確にしている。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①推薦入学試験－調査書、推薦書、志望理由書、小論文、面接によって合否を判定 ②一般入学試験－調査書、小論文、面接によって合否を判定 ③A0入学試験－面接によって多角的に受験者の意欲を分析して総合的に合否を判定 ④社会人入学試験－調査書、小論文、面接によって合否を判定 |
|--|

<特待生の採用>

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①「学業特待生」－国語と英語の筆記試験、面接の結果によって判定 ②「課外活動特待生」－推薦書、課外活動特待生願書、面接の結果によって判定 |
|---|

本学は、授業料やその他の入学に必要な経費については、『入学試験要項』、『キャンパスガイド』などの印刷物に明記し、ホームページにて公開している。

本学には、アドミッション・オフィスにあたる特定の部署は存在しない。一般的な入試事務は事務部が担当し、入学試験における選抜はそれぞれの学科が担当してお

り、最終的に教授会で合否が判定される。AO 入学試験は毎年度 9 月から 3 月までの期間に 3 期にわたって実施される。AO 入学試験では、エントリーシートや作文に関する質疑応答、面接にて受験者の判定を行う（生活福祉情報科は令和 2(2020)年度より作文を実施）。2 名の面接官により、受験者の目的意識や学習意欲などを見極めて、入学者受入れ方針に沿って判定を行う。AO 入学試験受験者は、課外活動特待生としての採用を希望することができる。

本学は、受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。入学希望者及び高校からの受験に関する問い合わせは、原則的に事務部が対応している。また、奨学金、その他学生生活に関する質問についても同様である。受験に関する問い合わせは、来校、電話、メールにても行われており、適切に対応している。

本学は、高等学校関係者の意見も聴取し、入学者受け入れ方針を定期的に点検している。高等学校関係者の意見は、個別の高校訪問、本学主催の福岡県内高校進学説明会などを通して聴取される。その他、附属福岡高等学校との授業見学・意見交換会による聴取にも努めている。その結果、得られた高等学校関係者の意見は、各学科で検討を行い、教学委員会、自己点検・評価委員会、教授会に報告され、入学者受入れ方針の点検に反映される。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

本学は学習成果として、卒業認定・学位授与方針を位置付けて用いている。そのため、ここでは本学の卒業認定・学位授与方針の具体性を述べることになる。本学の卒業認定・学位授与方針は、「育成すべき資質と能力の三つの柱」である「知識・技能」、「思考力・判断力」、「協同性・人間性」の観点から策定されている。さらに両学科は、当該の資質と能力を身につけ、かつ卒業を認定された者に学位を授与するとしている。その判定の基準として明示している各項目は、両学科の学生が取得を目指す資格に必要な具体的である。その意味において、本学の学習成果は具体性があるといえる。以下、両学科において取得可能な資格は以下の通りである。

○保育科において取得可能な資格

- ・幼稚園教諭二種免許状
- ・保育士資格
- ・社会福祉主事（任用）資格

○生活福祉情報科において取得可能な資格

- <指定科目の単位を取得することにより資格を取得できるもの>
- ・社会福祉主事（任用）資格

- ・介護職員初任者研修
- <指定科目の単位を取得することにより受験資格を取得できるもの>
 - ・医療管理秘書士　・病歴記録管理士（初級）
 - ・ケアクラーク（介護保険事務管理士）
- <単位とは無関係に受験できるが、授業や課外で受験指導を行うもの>
 - ・秘書技能検定　・サービス接遇実務検定　・ウェブデザイン技能士
 - ・日本語ワードプロセッサ検定　・マイクロソフトオフィススペシャリスト
 - ・情報処理技能検定　・ITパスポート試験

本学の学習成果は在学2年間で獲得可能である。学習成果は、授業科目配置図とシラバスにおいて獲得するプロセスを確認することができるようになっている。授業科目配置図は、2年間の在学期間を「導入期」、「発展期」、「完成期」の3期に区分し、共通教育科目から専門教育科目へと移行し、インターンシップや実習を経て専門性を高め、完成期において総合的な学びを身につけるようになっている。両学科の「カリキュラムマップ」は、このような観点から、学生が2年間の学びを通して目指すべき各種資格に必要な資質と能力の獲得過程を一定のモデルとして提示したものである。

本学の学習成果は測定可能である。本学では、学習成果の量的・質的把握のために、GPA分布、学位取得率、資格取得率、履修カルテなどを活用している。学習成果を査定する手法は主に以下の3つである。

①定期試験など（レポート、作品制作、実技、実習日誌など）による測定

学生個人に対する定期試験などの点検・評価は、各科目担当者の評価を土台にして、学科会議において確認されている。学習成果の達成度が著しく低い学生について注意を促し、学習意欲の向上に向けた改善策などについて定期的に検討されている。

②「授業評価アンケート」による測定

授業に対する意欲、興味・関心、獲得した知識・技能に関する学生の自己評価を数値化し、学習成果の見直しに活用している。

③資格・免許認定、検定試験による測定

目指す業種や職種に最適な知識や技術について、資格・免許認定、検定試験などの取得状況で評価している。また、社会人として必要な資質と能力を習得しているかについても、点検・評価している。

上記の3つに加え、学生のニーズを客観的にかつ体系的に把握するために、「卒業生アンケート調査」及び「就職先アンケート調査」を令和元(2019)年度から導入している。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップ

や留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、就職率などを活用している。
 (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7の現状>

本学では、学習成果の量的・質的把握のために、GPA 分布、学位取得率、資格取得率、履修カルテなどを活用している。学習成果の獲得状況について基本的な数量データは定期試験の結果である。これは、教育目的を実現するために編成された教育課程における科目ごとの到達度を明確に示している。次に、教育課程を通じた学習成果の獲得状況を示すデータとして GPA がある。在学中の学習成績を測定するために、各学期に全学生の GPA を算出している。GPA は、学生及び保護者に配付される「学業成績・単位修得証明書」に記載され、学生が自分の学習成果獲得状況を判断する指標となっている。また、成績不振者などに対する指導の実施基準として、授業への出席状況等と合わせて GPA を活用しており、GPA が低い学生 には個別に面談を行い、注意喚起と共に学習方法に関しての指導を行っている。さらに、GPA 分布を作成し、年度ごとに算出される学位取得率や資格取得率とともに教職員全体で共有することで、学生の学習成果獲得に向けた授業改善につなげている。保育科では、『履修カルテ』を作成することにより、各学生が単位の修得状況、学習の進捗状況、教育・保育実習のふり返りなどを行っている。

卒業者数ならびに進路決定者数は、本学における教育上の重要な指針である。次の表からもわかるように、卒業者数、進路決定者数ともに、両学科は 90%台でほぼ安定的に推移している。あわせて、免許・資格取得者数も学習成績を客観的に測定することができる。以上のように、データを測定し、活用している。

表Ⅱ-5 生活福祉情報科 過去3年間の卒業者数及び進路決定者数

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
卒業者数		49	30	48
進路決定者数		41	25	42
就職者数（希望就職者数）		37(41)	21(25)	31(32)
就職者の内訳	医療・福祉業	12	4	7
	卸売・小売業	6	4	4
	情報・通信業	6	0	0
	金融・保険業	2	1	4
	サービス業（飲食・宿泊含む）	4	10	7
	製造業	4	0	6
	公務員	1	0	0
	建設業	1	0	3
	教育・学習業	0	0	0
	運輸業	1	2	0

進学・編入学等	2	3	11
就職率	90.2%	84.0%	96.8%

表Ⅱ-3 生活福祉情報科 資格取得者数一覧（過去3年間）（再掲）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護職員初任者研修	3名	1名	3名
医療管理秘書士	6名	2名	8名
病歴記録管理士（初級）	6名	2名	8名
ケアクラーク（介護保険事務管理士）	5名	0名	0名
秘書技能検定2級	1名	8名	26名
秘書技能検定準1級	6名	2名	9名
秘書技能検定1級	1名	0名	0名
秘書実務士	9名	8名	5名
サービス接遇実務検定2級	15名	19名	29名
サービス接遇実務検定準1級	10名	1名	5名

表Ⅱ-6 保育科 過去3年間の卒業者数及び進路決定者数

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
卒業者数		52	58	59
進路決定者数		48	56	53
就職者数（希望就職者数）		46(46)	56(58)	52(54)
就職者の内訳	幼稚園	0	1	1
	保育所	32	32	38
	認定こども園	3	8	1
	地域型保育事業・ 学童保育・放課後デイ等	7	5	3
	施設	3	7	7
	企業・他	1	3	2
進学・編入学等		2	0	1
就職率		100%	96.5%	96.2%

令和2(2020)年度卒業生（就職先地域一覧）

- ・飯塚・嘉麻地区 - 31名（幼稚園1名、保育園24名、認定こども園1名、保育事業1名、施設4名）
- ・田川地区 - 6名（保育園5名、施設1名）
- ・直鞍地区 - 2名（保育園2名）
- ・福岡地区 - 5名（保育園3名、保育事業1名、施設1名）

- ・北九州地区 - 4名（保育園3名、施設1名）
- ・県外 - 2名（保育園1名、保育事業1名）

表Ⅱ-4 保育科 免許・資格取得者数一覧（再掲）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
幼稚園教諭免許状取得者	47名	57名	54名
保育士資格取得者	49名	57名	57名

本学は、学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップなどへの参加率、大学編入学率、在籍率、就職率などを活用している。

学生調査や学生による自己評価としては、両学科が実施する1年次を対象とした学科アンケート、2年次を対象とした卒業時アンケートがある。これは、1年間を通しての学習のふり返り、学習環境などについて調査を行うものとなっている。次に、授業評価アンケート調査がある。このアンケート調査においても学生の自己の学習に関する取り組みをふり返る項目を設けている。これらの結果を教学委員会で報告し、教員全体で共有することで学習成果獲得の意識をあらわす貴重なデータとして活用している。また、学位授与・卒業認定の方針に示された事項を達成したか否かを判断するための学習成果の獲得の指標として、在籍率、卒業率、就職率も、教学委員会での報告を経て、学生指導の方法や授業改善などに役立てている。生活福祉情報科では、インターンシップへの学生の参加率をもとにした、学生の就職意欲向上のための指導の見直し、編入学希望者の編入学率をもとにした、編入学希望者に対する学習指導方法の見直しを適宜実施している。

同窓生・雇用者への調査については、これまではインターンシップや実習などの訪問の際に担当者が個別に聞き取りを行うという形で調査を行ってきたが、学習成果の獲得状況をより量的・質的データをもって測定するため、令和2年(2020)年3月に卒業生アンケートを実施した。一方、就職先へのアンケート調査は新型コロナウイルス感染症に関わる「緊急事態宣言」の発令により断念せざるを得なかった。

令和2年(2020)年3月に実施した卒業生アンケートの実施結果は次のとおりである。対象は平成30(2018)年3月卒業及び令和元(2019)年3月卒業の卒業生187名で、回答が寄せられたのは18名であった。設問内容としては、回答者の現在の状況を質問した後、短大において身に付けるべき事柄「専門的な知識・技能」「幅広い知識・教養」「コミュニケーション能力」「責任感」「自己管理能力」「マナーや言葉遣い」「課題や問題を発見し分析・解決する能力」「倫理的思考力」「汎用能力（情報検索、コンピュータのスキルなど）」について、現在役に立っているかどうかの質問をした。

表Ⅱ－7 2019年度卒業生アンケートについて

	専門的な知識・技能	幅広い知識・教養	コミュニケーション能力	責任感	自己管理能力
とても役に立っている	28%	17%	17%	11%	11%
役に立っている	56%	67%	61%	67%	61%
どちらともいえない	16%	16%	22%	22%	28%
役に立っていない	0%	0%	0%	0%	0%
全く役に立っていない	0%	0%	0%	0%	0%
回答なし	0%	0%	0%	0%	0%

	マナーや言葉遣い	課題や問題を発見し分析・解決する能力	倫理的思考力	汎用能力（情報検索、コンピュータのスキルなど）
とても役に立っている	28%	6%	6%	11%
役に立っている	50%	72%	67%	44%
どちらともいえない	22%	22%	27%	45%
役に立っていない	0%	0%	0%	0%
全く役に立っていない	0%	0%	0%	0%
回答なし	0%	0%	0%	0%

回答について、すべての項目について、「役に立っていない」「全く役に立っていない」と回答したものは0であった。一方、「とても役に立っている」と「役に立っている」を合計した割合が多かったのは「専門的な知識・技能」「幅広い知識・教養」（どちらも84%）であった。また、比較的少なかったのは「汎用能力（情報検索、コンピュータのスキルなど）」（55%）であった。特に「とても役に立っている」のみを比較すると、「幅広い知識・教養」「マナーや言葉遣い」が共に28%で最も多かった。返送された調査結果を今後の学習成果の獲得のデータとして活用し、調査を継続することによって質的・量的データを蓄積することに努めたい。

以上のように、学習成果については種々のデータを測定し、評価を実施している。このうち、卒業者数（学位取得者数）、進路決定者数、進路決定先については、本学ホームページ、『キャンパスガイド』、「ガイダンス資料」（保護者用、新入生用）、県内高校進学説明会などで公表している。編入学先については、本学ホームページ、『キャンパスガイド』、生活福祉情報科「ガイダンス資料」にて公表している。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

卒業生の進路先からの評価について、生活福祉情報科ではインターンシップや学内企業説明会、就職関連の企業訪問などの機会を利用し、キャリア支援職員が卒業生の評価や動向などを聴取してきた。保育科では「保育実習Ⅰ」「保育実習Ⅱ・Ⅲ」「教育実習」の巡回指導の際に卒業生の動向や評価などを把握するようにしている。その際の聴き取りした内容については「実習巡回報告書」に記録し提出させている。報告内容は実習担当の教員がとりまとめ、学科会議において情報の共有を行っている。両学科とも卒業生のほとんどが本学の所在地である筑豊地域の企業や幼稚園、保育所などに就職しているため、就職先には本学卒業者が多数在職している。この就職者の動向により、卒業生の多様な評価を得ることができている。また、卒業生が本学を来訪したり学校行事に参加した際に、社会人として求められたことや専門職者として必要となる学習成果について話したり、就職先や同窓生の状況などを伝えることもある。

以上のような形で聴取した結果を、本学では学習成果の点検に活用している。巡回指導の際などに聴取し集められた結果などについて、保育科の場合は「実習巡回報告書」に記録される。報告は、実習担当教員が取りまとめを行い、学科会議で情報の共有化を図る。生活福祉情報科の場合は定まった様式は無いが、適宜学科会議で報告され、情報が共有される。さらに教学委員会で両学科の状況を報告するようになっていく。こうして集積し報告された内容を、学習成果の点検に活用している。

教育目的・目標に基づいた学習成果としての卒業認定・学位授与の方針が地域的・社会的ニーズに充分に対応できているかを測定するために、令和2(2020)年4月に、平成30(2018)年度及び令和元(2019)年度卒業生の進路先(生活福祉情報科56社、保育科58園、9施設、6社)を対象にアンケート調査を実施する予定であった。しかしながら、新型コロナウイルス感染症に伴う政府の「緊急事態宣言」の発令により、企業等の勤務環境の変化、休業要請、保育現場での対応をめぐる混乱等を鑑みて調査を実施することができなかった。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

まず、卒業認定・学位授与の方針の達成をより客観的に測定することが出来るよう授業評価アンケートの項目の見直しが必要である。

また、卒業生の学習成果がどの程度身につけているのか、進路先からの評価聴取を行うものの、質的・量的データとしては上質のものとは言い難い。卒業生アンケート調査についても、回収率が良くない状況である。その改善策として令和3年度内

(2022年1月)に筑豊地域の幼稚園、保育所の先生方を集めての意見交換会を実施する計画である。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

学習成果の発表の場として「総合発表会」を2月上旬に行っている。例年通り、飯塚市の後援を受けるとともに、今年度は飯塚市大学支援補助金の支援もいただき、令和3年度は保育科で1年次後期開講の「実技演奏」、2年次後期開講の「子どもと音楽」の受講生による音楽会と、2年次後期開講の「劇あそび(指導法)」での取組みである音楽劇の制作発表の2部構成で行う予定にしていた。補助金については新型コロナウイルス感染症拡大を鑑み、集客は行わず動画配信にあてるという万全の態勢で進めていたが、学生が抱える不安要素が多く、苦渋の決断ではあるが中止することとした。

今後も新型コロナウイルス感染症による影響等十分に注視し、学生の安心と質の高い学びを最優先にした形態を検討していきたい。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

- ①教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
- ②教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
- ③教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
- ④教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
- ⑤教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
- ⑥教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。

(2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

- ①事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
- ②事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
- ③事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
- ④事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

(3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。

- ①図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
- ②教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
- ③教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
- ④教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
- ⑤教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向

上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

教員は、学習成果の獲得に向けて、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーに沿った講義要項に従って授業を実施し、学習成果の獲得状況を厳正に評価している。教員は、シラバスに具体的な学習・教育目標及び到達目標を明記することが求められており、これらを基準に学習成果を振り返ることになる。シラバスは「シラバス作成のためのガイドライン 2019年度」に沿って作成される。非常勤教員（兼任・兼担）には文書によりその重要性を説明し、提出された原稿に不備があれば、訂正と加筆の要請をしている。さらに、提出された原稿の校正は、教学委員会において指名された教員が各学科で行い、完成度を高める努力をしている。

成績評価を軽視すれば、学生と社会の信頼を失うことを全教職員が十分認識している。そのため、『学生便覧』に明記している成績評価と、シラバスに明記している成績評価方法及び基準に従い厳格に成績評価を行っている。また、期末の成績とともに、各種資格の取得状況もデータ化し十分に把握している。

学生による授業評価アンケートについては、より良い授業改善を目指し、内容見直しの検討を進めている。令和3（2021）年度には一度見直しをする予定で、アンケートの回答方法も、令和3（2021）年度より新たに導入される予定の教務学生システム（UNIPA）を利用した方法に変更する。現在も、教員は各授業に対する評価をもとに、報告書の提出が義務付けられている。教員は、昨年度のデータと比較しながら現状を分析し、現在の問題点、工夫した点などを授業ごとに回答し、授業の改善に役立てている。

授業改善への取組として、複数の専任教員が協力して、計画、指導、実践及び評価を行う「チーム・ティーチング（共同担当制）」を一部の科目で導入している（「基礎ゼミナール」、「保育科基礎演習」、「卒業研究」、「保育実践演習」など）。これらの授業は複数の教員が共同で授業を担当する。事前準備と授業終了後に教材や配付資料、教授方法、成果などについて協議を行い、授業の質を高めている。また、優れた授業実践や向上発展のための提案などは、学科会議などで図られ、授業の改善に反映されている。

教育目的・目標の達成状況については、定期試験などの成績でその目標達成度を把握することができ、授業評価アンケートでも達成度を確認できる。また、資格取得率の測定においても把握できる。1年次に対しては、入学時のガイダンスを2日にわたって実施し、生活福祉情報科は「基礎ゼミナール」、保育科は「保育科基礎演習」においても履修指導を行っている。2年次に対しては進級時にガイダンス及び個人面談で履修指導を行っており、1年次の単位修得状況などを把握したうえで担当教員が確認し、適宜指導している。その際、卒業単位を修得するだけの履修指導を行うのではなく、授業への出席や必要な資格取得に関係する履修指導も行っている。

学生の学習状況の把握については、各科目担当者が毎回出席を確認している。毎月実施する学科会議において、欠席が目立つ学生の共有がなされ、アドバイザーが学生、場合によっては保護者にも連絡し授業の出席を促している。また成績や生活での不安などについては、その都度面接を行うなどの対応をとっている。さらに、近畿大学産業

理工学部へ編入学を希望する学生に対しては、編入学についての手引きの配付、学生へのガイダンス、履修科目の指導などを実施している。前・後期ごとの成績は、「学業成績・単位修得一覧表」として学生に配付すると同時に、学生全員分の情報を学科で共有し、問題のある学生には個別指導を随時行っている。編入学希望の学生については、必要な科目の単位修得状況を前・後期ごとにチェックし、必要な科目の履修指導を行っている。

事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。本学では、教育目的・目標を達成するために少人数教育を実践し、学生の現状を教職員で共有している。また、FD・SD 合同研修会を実施するなどして、同じ目標に向かって努力している。事務職員は、本学ならびに各学科の教育目的・目標、達成状況を十分に把握している。本学における少人数教育の理念を理解し、教員との連携に基づくサポート体制を構築し、学生一人ひとりの現状を教員と共有している。履修指導に関しては、教学担当が窓口となり、履修登録の不備などのチェックを最終的に行っている。両学科と連携して学生の出席状況の把握を目的とした調査を前・後期それぞれ 2 回ずつ実施している。欠席が多い学生には電話連絡などを実施しており、授業への出席を促している。学科にくわえ、アドバイザー、学生相談室と情報を共有しながら学生の支援を行っている。さらに、卒業要件及び資格取得要件などの確認を行い、問題のある学生は、教員と連携を図り、個別指導を随時行っている。学生の学校生活上の問題には教学担当を中心に対応している。新たにキャリア支援室を設置し、就職採用関係の掲示や、教員への求人情報の送付などを行い、就職支援体制の充実を寄与している。また、オープンキャンパスなどの学内外のイベントは、課外活動特待生を中心とする学生スタッフが活動、活躍する場として位置付けられている。教学担当では、職員が両学科の教員と連携を図りながら、準備段階から学生スタッフの指導・助言にあたっている。事務職員は、学生の学習・生活・就職支援を充実させ、よりよい学生支援体制を整備するため、本学では、独自の FD・SD 研修会を行い、学生を支援する方法を常に検討している。

前・後期の最後に教員から提出される成績記録は、教学担当がデータとして適切に保管しており、GPA の値などにも反映される。

教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。図書館では現在、2 名の事務職員が専任で業務を担当している。本学には通学・通信の両課程があるが、いずれに所属する学生に対しても専門事務職員が直接支援を行っている。通学課程では、1 年次全員を対象として、図書館ガイダンス、パソコン・携帯電話を用いた書籍の検索演習、ライブラリツアーなどを実施している。2 年次を対象として、レポートの作成に合わせた資料の検索方法や、保育科学生を対象としたパネルシアター講座などの指導を行っている。また、通信課程の学生に対しては、スクーリング開講時期に合わせて受講生全員を対象とした図書館オリエンテーションを実施している。以上に挙げたすべての活動は、専門事務職員が講師を務め、学生に対する直接指導を行っている。また、学生の図書館の利用を促進するために、全学生・教職員に配付する図書館報の発行、書店への選書ツアーなどの取組みを毎年度実施している。

図書館では、視聴覚教材やパソコンなどの情報機器の導入が充分になされ、図書の貸出以外にも色々な方法で図書館を活用することができ、利便性は向上している。授

業や就職対策関連のビデオや DVD などの映像資料が多く導入されており、学生は館内備付のビデオ・DVD プレーヤを用いてこれらを自由に閲覧することができる。また、館内には 4 台のパソコンを設置しており、学生が自身のアカウントでログインすることにより、情報処理演習室に設置されているパソコンと全く同じ資源（ファイルサーバなど）を利用することができる。これらは、インターネットを利用した情報検索や文書作成に有効に活用されており、プリンタによる出力も可能である。

図書館には OPAC による図書検索システムを整備している。これは、本学と同じ飯塚市内にある近畿大学産業理工学部の図書館と接続されており、学生は本学の図書館や情報処理演習室に設置されたパソコンを用いて、両図書館にある図書を同時に検索し、貸出することもできる。OPAC 検索の方法は、「情報処理入門」などの授業において全学生を対象とした指導を行っている。さらに、図書館にはマイライブラリシステムを導入している。これは、事前に登録した学生が、パソコンなどを用いて図書の貸出予約や図書購入のリクエストをすることができるシステムである。

本学には 2 つの情報処理演習室（2415 教室、2450 教室）があり、「情報処理入門」や「保育実践演習」など、いわゆる情報処理科目に限らず、さまざまな授業に利用されている。令和 2(2020)年度における授業でのコンピュータ利用実績は次表に示す通りである。利用率は、1 週間の授業コマ数を 25 コマ（月～金各 5 コマ）として計算した。

表 II-8 コンピュータ利用率（令和 2(2020)年度実績）

教室名	前期		後期	
	コマ数	使用率	コマ数	使用率
2415	11	44%	12	48%
2450	8	32%	11	44%

上表の数値は、授業の全コマを情報処理演習室において実施する授業に限ったものであるが、一部のコマのみを情報処理演習室で実施する授業も多く、実際の使用率は更に高くなる。利用される科目も情報関連の授業だけでなく、キャリア関連や簿記・デザイン系の科目など多岐にわたっている。なお、情報処理演習室は授業のない時間帯は学生に開放している。

教職員には 1 人 1 台以上のパソコンが与えられている。オフィススイートなどのソフトウェアも全台で導入している。授業や学生指導の諸活動において文書の作成や統計などの処理を行う機会も多く、全教職員が業務に必要なコンピュータ技術を修得している。

学内 LAN には、ファイルサーバーが設置されており、個人の共有フォルダへは、学内 LAN に接続されている端末のどれからでもアクセスできるようになっている。また、令和元(2019)年度より、コンピュータネットワークを利用した LMS (Learning Management System) が新たに導入された。これを利用することで、学生は自宅からでも授業資料の閲覧やレポートの提出が可能となり、教員は学生の学習の進捗状況などをより容易に把握することができるようになった。

学内 Wifi への接続方法や LMS の利用方法については、教員対象の利用説明会を適宜開催し、教員はこれらの利活用に努めている。

教員は授業で使用する教材の作成や出席・成績などの管理などに、職員は学生データの管理や各種イベントに係る文書作成などに、それぞれパソコンを有効活用している。授業では LMS が導入されており、遠隔授業にも利用されている。今後、入学予定者への入学前教育を LMS で実施することも計画している。また、本学ではグループウェアを導入しており、教職員のスケジュールや会議の議事録など、必要な情報を共有している。学生に対しては、全学生を対象とした情報処理科目の初期段階で、ホームページを用いた情報検索や電子メールの送受信方法、学内 Wifi への接続方法、LMS の利用方法などについて指導している。在学中に使用できる電子メールアドレスを全学生に配付しており、授業だけでなく就職活動などにも利用できる。学生のほぼ全員が就職情報検索サイトに登録するよう指導がなされているため、会社検索や求人票の検索、入社試験の申込みなどに有効に活用されている。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。本学では、入学手続者に対して入学前教育を実施している。入学前教育では、授業や学生生活についての情報提供を行い、入学後のカリキュラムの理解につながる課題を出題して、高等学校での授業から大学への授業へのスムーズな接続を目指している。また、令

和 3 年度入学予定者に対しては、入学前スクーリングを、新型コロナウイルス感染症対策に配慮し、いくつかのグループに分けて時間をずらし実施した。

入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。新入生に対しては、2 日間に渡って新入生ガイダンスを実施している。1 日目は教員紹介の後、「新入生ガイダンス資料」及び『学生便覧』に基づき、カリキュラム構成、履修方法、履修登録とその方法、成績評価、試験などの概要を説明し、希望取得資格や希望進路についてのアンケートも行っている。2 日目は図書館の利用、保険や奨学金など学生生活に必要な事項についての説明を実施している。さらに、生活福祉情報科は「基礎ゼミナール」、保育科は「保育科基礎演習」の時間に細かい履修登録の指導を行い、資格取得などに必要な科目に漏れがないようにしている。

学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。在学生に対しては、前・後期それぞれの最初にガイダンスを実施しており、1 年次の後期、2 年次の前期・後期のガイダンスにおいては、それまでの成績表をもとに、これから履修が必要な科目について個別に指導を行っている。保育科では、教職ガイダンス、実習ガイダンスも実施しており、学生の学習への意欲、心構えを維持するよう指導を行っている。これらのガイダンスを通じて、学習への心構えや動機付けを高く維持することの重要性を伝えている。学生の希望する進路を実現するために、日頃から学業への高い意識を持つように指導している。

学習成果の獲得に向けて、『学生便覧』等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。本学では、新入生ガイダンス時に「新入生ガイダンス資料」と『学生便覧』を印刷物で、「近畿大学九州短期大学シラバス」を CD-ROM で配付しており、シラバスは大学 Web ページにも掲載している。『学生便覧』には、学則から始まって履修や学生生活におけるすべてが記載されている。

学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。昨今、大学生の基礎学力不足が指摘されている。本学では入学前教育により大学の授業へのスムーズな移行を目指し、1 年次の「基礎ゼミナール」や「保育科基礎演習」でも、文献検索・資料収集・レポートの書き方など、必要な基礎部分を補強している。また、「国語表現法」、「英会話 I」、「キャリアデザイン I」、「情報処理入門 I」を共通教育科目として開講しており、「読む・理解する・まとめる・書く・話す」などの基礎能力向上を初年次に図っている。

学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。本学では教員によるアドバイザー制度を実施しており、個別の学生が抱える学習上の悩みなどについてはアドバイザーが相談を受けている。また、教員組織として「学生支援係」を設けており、こころの健康支援、障がい学生支援をおこなっている。さらに、毎週水曜日に臨床心理士資格を有するカウンセラーに来校していただき、こころの健康支援を行っている。学習に対する不安を抱く学生、質問のある学生のために、専任教員・非常勤教員とも、週 1 回のオフィスアワーを開設している。

学習成果の獲得に向けて、通信教育部では、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。「通信授業科目」では、学年ごとに 10 科目前後が配当され、通信教育部で作成している印刷教材を中心とした学習を推進し、その学習成果としてレポート

の提出を義務づけている。提出期限の定めはなく、随時提出し、添削指導を受けることが可能である。提出されたレポートは合否の評価だけでなく、評価欄にレポートの内容について、添削指導がなされ、返却される。再提出(不合格)の評価を受けた科目は、この指導を踏まえて内容を見直し、合格と評価されるまで再提出を続けることが必要となる。

レポート提出後、単位修得のために科目終末試験を受験する。年間 8 回、本学での試験と学外(24 会場)での試験が実施されている。学生の学習進度や学習量に応じて、1 度の試験機会に、1~6 科目を受験することができる。また、合格するまで、複数回再受験することができる。このように、レポート、科目終末試験ともに学生の主体性を重んじ、学籍有効期限内であればいつでもチャレンジできる形態をとっている。

また、通信教育事務課を中心に学習成果の獲得をバックアップしている。学生による各教員への連絡は、電子メールにより可能である。各教員は、メールアドレスを公開しているため、学生は個々の教員に連絡し、履修・学習相談をすることができる。添削などは科目担当教員が実施しており、レポートなどの添削を通して学習上の指導・助言を行っている。

「面接授業科目」では、本学において、土日や夏期期間など様々な日程で開講している。個々の学生が都合の良い日程を定め、開講初日の約 30 日前に履修登録などを完了すれば受講が可能となる形態をとり、学生の生活状況に合わせ受講しやすいように工夫している。また、遠隔地在住の学生についても、九州を中心とした主要都市において学外スクーリングを実施し、受講機会を設けることで学生の負担軽減を図っている。このような多種多様な開講形態を設け、面接授業単位の修得機会を多く提供している。

「面接授業科目」の評価は、規定の授業を受講した後、最終日に実施される単位修了試験の成果によりなされている。不合格の場合は、改めて面接授業を受講し、単位終了試験を受験する必要がある。事前のレポート提出や授業中の小テストなども評価基準として考慮される場合が多く、事前に『学習要項』で評価基準を確認することができる。日頃、なかなか教員に直接接することができない通信課程の学生にとって、面接授業は貴重な学習機会であるため、教員にたくさんの質問が寄せられることも多く、授業終了後などに学習のアドバイスや、質疑に応じる機会を提供する教員も多い。

在宅学習が中心となる通信課程では、学生の学習意欲を一層促進するため、教材以外の『学習便覧』や機関紙『梅友』など補助教材による学習支援を心掛けている。特に入学出願時及び学年更新時に配付する『学習要項』では、全開講科目の教育目標及び到達目標、学習上の留意点、レポート作成上のアドバイス、科目終末試験対策のアドバイス、成績評価方法(基準)、参考書、教員からのメッセージを公表し、履修科目の選択をサポートしている。また『梅友』では、レポート添削・試験採点やスクーリング担当教員からのメッセージ及び卒業生からのメッセージを掲載し、学習意欲を高めている。その他、本学でのオリエンテーションや全国に点在する学生に対して、教職員が各地域へ出向き、学習相談や事務手続きなどの指導を行う巡回事務指導を実施している。教職員は、これらの機会を通じて学生とのコミュニケーションを図り、学習に対する心構えを伝達すると共に、学習や履修に対する不安解消に努めている。

学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。学習進度の速い学生や優秀学生への対応は、それぞれの授業において高いレベルの学業達成が可能となるよう各教員が個別に指導している。2年次に開講される「卒業研究」、「保育実践演習」などセミナー形式の授業において、学生は自身の興味関心に沿ったテーマを設定し研究を行っている。生活福祉情報科では、「卒業研究発表会」、保育科では、「保育実践演習発表会」としてそれぞれ成果発表の機会を設けており、優秀学生の能力を発揮する場として機能している。また、編入学を希望する学生には、必要な科目について、より進んだ内容の学習指導を個別に行っている。

現在の所、留学生の受け入れ及び留学生の派遣はおこなっていない。

学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。定期試験・授業評価アンケートなどの結果、資格取得者数を判断材料として、学習成果の質的量的把握に努めている。資格取得率などのデータを把握し、学習成果の獲得に向けて点検を実施している。さまざまな学力の学生が入学してきているが、少人数教育の強みを生かし、学科で情報共有をしながら、アドバイザーの個人面談を徹底することで、一人ひとりにきめ細かな支援を行っている。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導・厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設備等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐車場、駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を設置するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。本学の学生生活支援として、教員が組織する教学委員会・教職課程委員会・学生支援委員会・図書館運営委員会・学生支援係などがある。

学生が主体的に参画する活動が行われるよう教員・事務職員から成る教学委員会が設置され、学生生活全般にかかわる事項を所管し、クラブ活動や学友会への効果的な支援を行っている。

また、事務組織による学生の生活支援は、全般的に教学担当が行っている。その活動内容は主に以下の3つに大別される。

① 一般的支援

- ・ 各種申請書類の手続き窓口対応（学生証、通学証明書など）
- ・ アルバイト紹介
- ・ 学生住居の紹介
- ・ 各種奨学金など学資援助

② 学生相談支援

- ・ 生活全般にかかる相談
- ・ 遺失物の取り扱い
- ・ ハラスメント
- ・ 就職や進学
- ・ 交通事故
- ・ マルチ商法や街頭セールスなどの被害相談
- ・ 防犯

③ 課外活動支援

- ・ 自治活動
- ・ 文化活動
- ・ 体育活動
- ・ ボランティア活動

クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。クラブ活動への学生の加入は自由であり、新たなクラブを組織し、活動することも可能である。すべてのクラブは本学が公認し、各クラブには、責任者である顧問1名（教職員など）、必要に応じて監督及びコーチ（教職員など）を配置し、指導に当たっている。各クラブにおける学内外の活動状況、予算の収支などは、主将や会計の学生から随時、顧問（監督、コーチ）、教学課へ報告され、同時に活動への助言、指導を受けている。教学課では、すべてのクラブの所属学生を把握し、各クラブの活動を支援している。

以下は、令和2(2020)年度のクラブの名称と所属人数である。

表Ⅱ-9 クラブ及び所属者数一覧

令和2(2020)年度クラブ名	人数
バスケットボール部	11
茶道部	3
幼児教育研究会	14
社会福祉研究会	8

全学生の総意に基づく学生の自主活動により、学内の学術文化、体育の発展向上、ならびに会員である学生の親睦を図り、もって健全明朗な学生生活の実現を期することを目的として、学友会が組織されている。学友会は、課外活動特待生の学生を中心に、本学に在籍する学生をもって組織されており、企画・運営する主な学園行事には「大学祭(梅華祭)」と「新入生歓迎会」がある。特に梅華祭は学友会の「梅華祭実行委員」が中心となり、本学の所在地である飯塚市菰田地区との連携を図り、菰田地域の地域行事である「まつり菰田」との合同開催を行っている。残念ながら、令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、「新入生歓迎会」、「梅華祭」とも実施は見送られた。また、学友会活動の一環として、学生の健康増進などを図ることを目的とした相互扶助制度である「近畿大学学園学生健保共済会」が組織されている。

令和3(2021)年度の学友会関連組織の構成人数は以下のとおりである。

表Ⅱ-10 学友会組織所属者数一覧

学友会総務委員会	18
梅華祭実行委員会	38
学生健保共済会	15

ランチルーム、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。学内施設は『学生便覧』記載の校舎配置図・平面図のとおりである。

売店が設置され、文房具や教科書、飲み物、軽食などが購入できる。図書室前のスペースには、3テーブル12脚、カウンター7脚の学生利用スペースがあり、自由に学生が利用できる。そのほか、学生が昼食をとるスペースとしてランチルームが設置されている。

寮は設置していないが、遠方からの学生には、宿舍の斡旋を行っている。本学では、JR、バスなどの公共交通機関が都市部に比して不便なため、自動車による通学を許可登録制として認めている。登録に際しては、申請書類の提出にくわえ、学内で開催する安全運転講習会を受講することを義務付けている。学内には、駐車スペースを154台分確保しており、十分なスペースを確保している。

奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。本学で取扱っている奨学金には、日本学生支援機構奨学金(貸与奨学金)(給付奨学金)、高等教育の無償化

(令和2(2020)年度から)、地方育英団体による奨学金、近畿大学が提携している教育ローンなどがあり、経済的な支援を行っている。

本学では、学業成績、人物ともに優秀な学生を経済的に支援し、社会に貢献できる人材育成を目的として、推薦入試受験者を対象とした「学業特待生制度」を設けている。選考によって授業料の全額または半額を免除する。また、本学及び課外活動の活性化を奨励することを目的として、すべての入試受験者を対象として「課外活動特待生制度」を設けている。選考によって授業料の半額を免除する。さらに、クラブ活動の活性化に寄与し得る学生を対象として、「クラブ活動特待生制度」を導入しており、選考によって、授業料の半額または全額を免除する。これら多様な特待生制度を整備し、様々な得意分野・能力を持った学生を受け入れ、学生が活躍できる体制をつくることで幅広い学生支援を実践し、成績優秀な者や他の学生の規範となるものに対して経済的な就学支援をおこなっている。

下記は、過去5年間の学科ごとの特待生数である。

表Ⅱ-11 過去5カ年特待生数一覧

		平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度
生活福祉 情報科	学業特待生	4	1	10	7	0
	課外活動特待生	23	15	14	19	12
	クラブ活動特待生	1	4	2	5	4
保育科	学業特待生	5	7	10	5	7
	課外活動特待生	19	25	21	20	8
	クラブ活動特待生	1	2	1	2	2

学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。学生の健康管理については、本学は、医務室を設置しており、看護師資格を有する専門職員を配置している。ベッドを2床備え、体調不良などの学生を収容する役割の他、学生の要望に応じて健康管理の相談を実施している。また、医務室職員の担当のもと、毎年学生に対する健康診断を実施し、学生の健康管理に努めている。また、「学生相談室」を1号館3階に設置し、週1日水曜日にカウンセラー（臨床心理士）による相談が実施されている。精神的な悩みを抱える学生に対して専門家の立場からの相談やアドバイスを行っている。教職員との連携により、精神的な問題を抱える学生への支援に効果を上げている。前・後期開始時には、学生に対し、カウンセラーの指導のもと、教員の学生支援係による「こころのアンケート」を実施している。調査結果はカウンセラーにより分析され、学科会議を通じて各教員に報告され、学生指導に役立てられている。さらに、アドバイザーによる個別面談も実施され、結果は学科教員で情報共有をおこなっている。この取組みは、こころの悩みに起因する学業不振へ対応するものとなっている。また、カウンセラーは、毎年度末には利用者数や相談形態、相談内容について総括した

「学生相談室利用状況のご報告」、定期的に「相談室たより」を教職員に配布する。以上のように、学生の相談状況をすべての教職員が把握するための取り組みを行っている。

学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。学生に対しては、各学年の終わりにアンケートを実施している。アンケートは「カリキュラムについて」「授業・教員について」「各部署の指導・対応について」「施設・設備について」「キャンパスライフ」などの項目があり、その結果をもとに改善に努めている。

留学生に関しては、地域や取得できる資格に起因するかは不明であるが、十数年受入れ実績はなく、現在広報活動も行っていない。

社会人学生について、本学では若干名募集している。令和2(2020)年度社会人入学試験は保育科への出願があり、これまでも若干名であるが出願者は存在している。社会人学生に対する支援は、入学後に決定するアドバイザー、学生相談カウンセラーが行う。

障がい者への支援体制としては、前述の学生支援係による障がい学生支援を行っている。一方、キャンパスのバリアフリー化は成されているとは言い難い。

長期履修生を受け入れる体制は整っていない。

学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。生活福祉情報科では、1年次後期開講の「介護体験指導演習」において、介護施設でのボランティア活動を推奨しており、学生の社会活動への参加促進を図っている。学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動）に対しては、ボランティア部の活動や地域の行事（山笠など）への参加など、地域貢献を積極的に推奨している。保育科では現状のカリキュラムで手いっぱい状況のため、学生の実働はないが、学生自身から参加希望があれば、これについては支援を怠らない。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻科ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。就職支援の組織として学生支援委員会があり、全学的な就職情報の共有に努めている。また、キャリア支援室を設置、専任の職員を配置し、学生に対して求人情報などを提示するとともに、就職担当の学科教員やアドバイザーと連携しながら、支援体制を整えている。専任職員作成の各学生（2年次）の就職状況一覧をもとに、各アドバイザーから学科会議で報告し、情報共有した後、問題のある学生に個別指導を行っている。就職担当の学科教員やアドバイザーは、面接や履歴書の書き方などの指導を日常的に行っている。インターンシ

ップについても、数多くの企業・団体と連携しながら積極的に行っている。また、履歴書や自己PRの添削や面接指導などは、就職担当教員やアドバイザーが個別に実施している。

就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。求人情報はデータ化されており、求人があるごとに更新される。学生は、学内LANを使って、学内PCのどこからでもその情報を閲覧することができる。

就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。資格取得のための支援については、生活福祉情報科では、さまざまな資格取得が可能なため、新入生ガイダンス及び関係する科目において取得可能な資格を説明し、科目履修が必要な資格については『学生便覧』に一覧表を掲載するとともに、取りこぼしの無いよう「基礎ゼミナール」において徹底して履修指導している。また、社会人が持つべき基礎能力であるコンピュータのスキル、特にWord、Excel、PowerPointの能力向上のため、情報処理の授業の中で実習を行うと同時に、日本情報処理検定協会主催の「日本語ワープロ検定試験」及び「情報処理検定 表計算」の検定試験を学内で実施し、より高い級の取得を目指して指導している。その他、秘書検定などについては、対策のための指導を授業時間外に教員が適宜おこなっている。保育科においては、「幼稚園教諭二種免許状」「保育士資格」の取得に向けて、必要な単位の履修表や履修モデルなどを『学生便覧』に掲載し、新入生ガイダンスや「保育科基礎演習」を通じ、アドバイザーが中心となって履修指導をしている。

就職試験対策については、キャリア支援室と連携しながら両学科とも「キャリアデザインⅠ」で、自己分析、履歴書指導、業界研究、面接対策等の幅広い就職指導を行っている。また、ハローワークとも提携して、求人情報の収集とともに、ハローワーク職員による就職対策講座なども実施している。保育科では、公立保育園への就職試験対策講座も実施しており、実際に合格者を出している。

学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を集計・分析し、その結果を学生の就職支援に活用している。卒業時の就職状況について、集計して傾向を把握するとともに、「内定通知書(写)」「進路決定(内定)届」「就職受験報告書」を提出させている。「就職受験報告書」には、実際の試験内容や面接時の質問などが記載されており、学生の報告はデータベース化され、次年度以降の学生の就職対策に役立っている。

進学については、生活福祉情報科から産業理工学部情報学科及び経営ビジネス学科へは特別な編入学制度がある。これは、本学での指定科目と学部での指定科目を本学在学期間中に受講して単位修得することで編入が認められる制度であるが、そのための事務手続きの説明、履修指導、学部科目の学習相談(補習)などを編入担当教員が実施している。さらに、産業理工学部以外の4年制大学への編入学希望者及び専攻科への入学希望者に対しては、受験科目や小論文・面接などの指導を編入担当教員が実施している。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

現在、学生への求人情報の提供は、掲示または学内共有フォルダに入っている情報を学生が学内PCで閲覧するという形式である。データ化されてはいるものの、学内

PC からしか見ることができないので、ポータルサイトなどを通じて自宅などどこからでも、スマートフォンなどを使っても見ることができることが望ましい。また、これから Web 面接などが増えてくると思われるので、自宅で Web 面接を受ける環境が無い学生に対する設備などの支援も必要になってくると思われる。

入学予定者の学力をある程度平準化させ、高等学校の教育から大学教育へスムーズに接続するためには入学前教育の一層の充実が不可欠であり、そのためには、大学教員と入学予定者が入学までに密に連絡をとりあう必要がある。地理的に離れている入学予定者全員とコミュニケーションをとるために、LMS を用いた e-learning を利用することが考えられる。令和 3(2021)年度より、令和 4(2022)年度入学生に対して LMS を用いた入学前教育を導入することを検討しており、より充実した入学前教育が期待される。

障がい者に対応したバリアフリー化は現在ほとんどなされておらず、キャンパスも老朽化しているので、なんらかの対応が必要である。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

学生支援に関する特記事項は特にない。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

卒業認定・学位授与の方針については、学科会議における点検、学科による点検結果の教学委員会及び自己点検・評価委員会における審議、FD・SD 研修会における報告会を行い、自己点検・評価委員会における審議を通して点検を行ってきた。両学科ともに新たな三つのポリシーを策定し、令和元(2019)年 4 月より公表している。

生活福祉情報科では開講科目の見直し後に、分野の見直しと授業科目配置図の設定、履修指導資料によって受講モデルの提示を行っている。保育科においても、授業科目配置図、履修モデルの提示を行っている。また、両学科とも、カリキュラム・マップ、ナンバリングの導入をおこない、順次性のある体系的な教育課程を構築・確認することができるようにし、今後のカリキュラム改善につなげている。

令和 3(2021)年度より教務学生システム (UNIPA) が導入されることになっている。これに伴い、学生の履修届は紙ベースではなくなり、UNIPA 上から提出するようになる予定である。また、学生は自分の成績や出席状況などを UNIPA 上で確認できるようになり、教員も担当する学生の情報の一部を閲覧できるようになる。

シラバスについては、内容の見直しを検討しており、令和 3(2021)年度中に見直し、項目を修正する予定である。同時にシラバス作成マニュアルの見直しを行い、学生の理解度の向上を図るべく務めていく。シラバスへの記載事項及び内容については、教学委員会が指名した教員が記載項目及び内容のチェックを行い、厳格に運用することができるようにしている。授業の質向上のための授業公開の導入についてはまだ実施されていない。非常勤教員については、教育目的・目標の周知徹底を図るために、令和

元(2019)年度より、「非常勤講師との懇談会」を実施しているが、令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため実施を見合わせた。

成績評価については、令和元(2019)年度に GPA 制度を導入したことにとともに、成績の判定基準に「秀」を導入し、学習成果の獲得の判定・基準をより客観的で厳格に実施するための改善を行った。GPA の値も令和3(2021)年度からは UNIPA で自動的に算出されるようになる予定である、これにより迅速な処理ができるようになり、学生の修学状況を把握するために活用されることが期待される。

教育課程の学習成果に対する学外から評価を把握するため、就職先アンケートを実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症対策のため、まだ実施できていない。

「授業評価アンケート」についても見直しを検討中で、令和3(2021)年度中に質問項目の見直しなどを実施する予定である。アンケートの実施方法も、UNIPA を利用したものに切り替えることでデータ化が容易になると思われる。

学生生活に関する学生の要望については、年度ごとに学生にアンケートを実施しており、意見聴取に努めている。

授業内容の理解・技能習得の進度が遅い学生に対する補習授業については、教員の個人指導はあるものの、組織的な対応にまでは至っていない。

校内 Wifi については、平成30(2018)年度にアクセスポイントを入れ替えると同時に、接続のための認証方法を変更して、よりセキュリティの高い方法に改善しており、令和3(2021)年3月に、入学予定者に対する説明会を実施した際に Wifi への一斉接続で不具合が生じたこともふまえ、令和3(2021)年度は、これからの利用増加に備えて数か所でアクセスポイントを増設する予定にしている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

教育成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定するための就職先・卒業生アンケート調査については、就職先アンケートの実施と卒業生アンケートの回収率向上に関する検討が課題として残っており、色々な方法を試して最適な方法を見つけている最中である。

また、学生のボランティア活動などの単位化はなされていないので、学習成果の量的・質的データを測定する仕組みとして、学生のボランティア活動などの成果を反映し、単位化する試みをしていきたい。

令和3(2021)年度より教務学生システム (UNIPA) が導入される予定なので、履修届の方法や成績処理の改善が期待される。

また、入学前教育についても LMS を利用するなどして、よりよい入学前教育につなげていきたい。

学校法人近畿大学は令和7(2025)年に創立100周年を迎える。その記念事業としてのキャンパス整備計画において、本学のみならず、産業理工学部、附属福岡高校、幼稚園を含めた魅力あるキャンパス作りの検討の中で、学習支援のための施設についても充実を図っていきたい。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編成している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員(兼任・兼担)を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

〈区分 基準Ⅲ-A-1の現状〉

本学は、「短期大学設置基準」、各種資格・免許の養成課程の基準を満たす教員組織が編成されており、必要に応じて補助教員も配置されている。教員の採用・昇格手続きについては、規程に則して教授会において適正に行われている。

本学は短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。令和2(2020)年5月1日現在、本学の専任教員数は、生活福祉情報科7名、保育科14名、通信教育部保育科16名、合計37名である。以下の表Ⅲ-1に示す通り、大学全体、保育科、通信教育部のいずれも、「短期大学設置基準」の定める必要人数を充足している。また、保育科においては、幼稚園教員養成課程としての基準(文部科学省)、保育士養成施設としての基準(厚生労働省)をいずれも満たしている。なお、通信教育部保育科は平成28(2016)年度に入学定員を400名から600名に変更したことにあわせて、通信教育部保育科の専任教員を配置している。

表Ⅲ－１．本学の教員組織について（令和２（2020）年５月１日現在）

学科名	専任教員数				設置基準で定める教員数		
	教授	准教授	講師	計	学科の種類に係る教員数	入学定員に係る教員数	通信教育部入学定員に係る教員数
生活福祉情報科	4	2	1	7	5	3	2
保育科	5	8	1	14	8		2
計	9	10	2	21	13	3	4
通信教育部 保育科	1	0	15	16	—	—	—

本学は、専任教員の職位別学位取得状況は以下の表Ⅲ-2のとおりである。また、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。

専任教員は各々の研究専門領域の実績に応じて有した修士以上の学位や本学が開講する教科目を担当するにふさわしい教育実績、制作物または公演などの発表、経歴を持ち合わせているものと言える。また、専任教員21名の平均年齢は50.0歳（60代：4人、50代：8人、40代：4人、30代：5人）で年齢構成上のバランスもとれている。

表Ⅲ－２．通学課程専任教員の学位取得状況（令和２（2020）年５月１日現在）

職名	人数	博士	修士
教授	9	4	5
准教授	10	4	5
講師	2	0	1

本学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置しており、専任教員及び非常勤教員の配置状況は、生活福祉情報科（専任7名、非常勤19名）、保育科（専任14名、非常勤9名）となっている。保育科の音楽関連科目など、個人レッスンを伴う科目では非常勤教員を多く配置するなど適切な配慮をしている。さらに、生活福祉情報科の「基礎ゼミナール」、保育科の教育実習や保育実習の「事前事後指導」、「教職実践演習」、「保育実践演習」、「キャリアデザイン」などの科目では、2名以上の専任教員を科目担当者として配置し、個々の学生の理解度に応じた丁寧な指導を行っている。

本学は、非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守しており、「近畿大学非常勤講師の就業に関する規程」（平成4(1992)年4月施行)に基づき、その人の人格、学識経験、研究業績、教諭免許、健康状態、年齢等を考慮して、本学の定める教員資格に該当する者又は当該専門分野においてこれと同等以上の学識経験があり、かつ教育上の指導能力があると認められる

者の中から任用する。採用にあたっては、学長等の推薦に基づいて理事長が雇用契約書又は辞令をもって任用している。補助教員の配置は、「食生活実習」、「子どもの食と栄養」の実習科目のみである。

本学における教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っており、専任教員の任用にあたっては、「近畿大学教員選考基準」（平成3(1991)年4月施行）及び「近畿大学九州短期大学専任教員の昇任に対する研究業績評価に関する申し合わせ」（平成7(1995)年改訂）に基づき、教育及び研究能力、人格・識見、学界・社会活動などを総合的に勘案して、短期大学教員としての資格と資質を研究業績評価委員会部会が確認し、教授会にて審議の上、学長が採否を決定している。また、専任教員の昇任に関しては、前述の規程に定める昇任の条件（教育経験年数及び研究業績など）が定められている。これらの条件を満たした候補者を対象とし、研究業績評価委員会部会において厳正な審査を行う。教授会はその結果について審議し、学長が昇任の可否を決定している。これらの任用、昇任ともに、法人（大学本部）へ申請し承認を受けている。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) F D活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- ①教員は、F D活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

様式 21

専任教員の研究活動状況表

(平成 28(2016)年度～令和 2 (2020) 年度)

氏 名	職位	研究業績				国際的 活動 の有無	社会的 活動 の有無	備考
		著作数	論文数	学会等 発表数	その他			
二摩 修司	教授	0	2	1	0	無	有	
澁田 英敏	教授	1	4	1	1	有	有	

瓜生 隆弘	教授	0	2	0	5	無	有	
八尋 美希	教授	2	4	4	1	無	有	
辻 雅善	准教授	1	14	22	3	有	有	
清澤 亨	講師	0	8	0	0	無	有	
金 俊華	教授	1	2	0	0	無	有	
久世 安俊	教授	0	9	0	19	無	有	
林 幸治	教授	0	4	1	0	無	有	
三木 一司	教授	1	1	1	8	無	有	
大津 泰子	教授	4	3	1	2	有	有	
垂見 直樹	教授	6	3	11	0	無	有	
竹永 亜矢	教授	0	10	24	17	有	有	
皆川 昌	教授	0	13	4	3	無	有	
高木 義栄	准教授	0	6	2	0	無	有	
堀田 亮	准教授	2	38	4	0	無	有	
渡邊 暁	准教授	3	1	1	0	無	有	
橋本 翼	准教授	1	5	5	0	無	有	
上田 浩平	講師	1	6	1	39	無	有	
原口 喜充	講師	0	0	0	0	無	無	
福留 留美	教授	2	3	2	2	無	有	
江川 靖志	講師	2	2	0	2	有	有	
岡野 千晴	講師	0	3	5	8	無	無	
神近 裕樹	講師	0	0	0	3	無	有	
川里 智子	講師	1	4	2	0	有	有	
菅 舞香	講師	0	2	0	0	無	無	
木下 智章	講師	0	9	5	0	無	無	
合田 弥生	講師	2	2	2	10	有	有	
坂口 美由紀	講師	0	1	1	3	無	有	
中島 美保	講師	1	5	2	1	有	有	
宮本 純子	講師	0	2	4	2	有	有	
村田 由美	講師	4	8	0	0	無	有	
中村 寛子	講師	1	0	0	0	無	有	
塙 和道	講師	0	8	10	5	有	有	
熊谷 美絵	講師	0	0	0	3	無	無	
池田 竜介	講師	2	4	4	2	有	無	

専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。科学研究費補助金（以下、科研費）などの外部研究費は、公募があり次第、学内に周知され申請者を募っている。研究代表者としての獲得実績は、平成30(2018)年度、継続1件1,560千円（応募2件）、令和元(2019)年度採択1件、継続2件1,300千円（応募4件）、令和2(2020)年度採択1件、継続2件900千円（応募6件）である。さらに、研究分担者としての実績は、平成30(2018)年度2件（520千円）、令和元(2019)年度3件（750千円）、令和2(2020)年度3件（798千円）である（表Ⅲ-3）。あわせて寄附研究としての実績は令和元(2019)年度1件、令和2(2020)年度1件である。

表Ⅲ－3 科学研究費補助金等の獲得状況一覧表
科学研究費（代表者）

年度	教員名	新・継	金額	備考
平成30(2018)	堀田 亮	継続	1,560,000	
令和元(2019)	垂見 直樹	新規	390,000	
	堀田 亮	継続	910,000	
	辻 雅善	継続	0	本来は平成30まで。研究期間を1年延長。
令和元年度 計			1,300,000	
令和2(2020)	垂見 直樹	継続	200,000	
	堀田 亮	継続	0	本来は令和元まで。研究期間を1年延長。
	堀田 亮	新規	700,000	
令和2年度 計			900,000	

◎応募件数：平成30(2018)2件、令和元(2019)4件、令和2(2020)6件

科学研究費（分担者）

年度	教員名	新・継	金額	備考
平成30(2018)	二摩 修司	—	260,000	九州共立大学
	大間 敏行	—	260,000	横浜国立大学
平成30年度 計			520,000	(2件)
令和元(2019)	辻 雅善	—	65,000	福岡大学
	垂見 直樹	—	165,100	大分大学
	大間 敏行	—	520,000	横浜国立大学
令和元年度 計			750,100	(3件)
令和2(2020)	垂見 直樹	—	119,600	大分大学
	辻 雅善	—	65,000	福岡大学
	三木 一司	—	613,600	大東文化大学
令和2年度 計			798,200	(3件)

寄附研究費

年度	教員名	新・継	金額	備考
令和元(2019)	辻 雅善	—	429,550	サントリーグローバルイノベーションセンター株式会社
令和2(2020)	辻 雅善	—	0	〃 (研究期間延長)

本学は、専任教員の研究活動に関する規程を整備している。科研費の管理は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき制定された「科学研究費、受託・寄附研究費執行ガイドブック」に準じ、事務部庶務会計担当において公正に行っている。機器備品の購入には、教員個人の直接取引は行わず、事務部庶務会計担当の購買担当者を通すこととしている。

研究活動支援の規程には、「短期大学個人研究費実施要項」、「研究助成金制度実施要項」、「国内研究・研修員規程」、「近畿大学在外研究・出張規程」があり、研修日（学外出講日を含む）、個人研究費（研究費A 180千円、研究費B 120千円、合計300千円）、学内助成金制度（奨励研究助成金、一般研究助成金、共同研究助成金、教育推進研究助成金、研究成果刊行助成金）、長期及び短期の海外研究活動などが定められており、支援体制は確立されている。

本学は、専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。本学は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に沿って、研究上の管理・運用にあたっている。平成26(2014)年度から近畿大学の全学的な取組みとして、研究者の行動規範教育プログラムである「APRIN eラーニングプログラム(CITI Japan)」(現、一般財団法人公正研究推進協会提供の研究倫理教育eラーニング)を実施し、研究倫理教育をおこなっている。受講必須科目(単元)は、平成26(2014)年度に「責任ある研究行為について」、平成27(2015)年度に「研究における不正行為」、「公的研究資金の取り扱い」、平成28(2016)年度に「盗用」、平成29(2017)年度に「オーサーシップ」、平成30(2018)年度に「ピア・レビュー」、令和元(2019)年度に「共同研究のルール」、令和2(2020)年度に「研究活動における不正行為」であり、教員だけでなく、研究活動に携わる職員等にも課しており、新規採用教員には過去の必須科目も受講させるなど徹底している。

本学は、専任教員が研究成果を発表する機会(研究紀要の発行等)を確保している。年1回『近畿大学九州短期大学研究紀要』が発行され、専任教員の研究成果が発表されている。また、平成16(2004)年以降の掲載論文は本学図書館のホームページにおいてPDF文書で公開している。

本学は、全専任教員に個人研究室が与えられている。また、専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。専任教員の出校日は週5日であり、そのうち、1日を自宅研修日または学外出講日としているため、各教員の研究時間は確保されている。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程の整備について、学校法人近畿大学では、「近畿大学研究休暇制度に関する規程」や「近畿大学在外研究・出張規程及び国内研究・研修員規程施行細則」において、専任教員の留学、海外派遣、国際会議への出張等に関する規程が整備されている。

本学は、FD活動に関する規程を整備し、定期的実施している。FD活動は、FD・SD委員会の所管事項とされ、その活動趣旨・内容は、「FD・SD委員会規程」に定められている。本学では、この規程に基づいて、授業方法の改善や教職員の授業スキル向上のため、表Ⅲ-4のとおり研修会を行っている。また、学校法人及び外部団体が主催する研修会にも参加している（表Ⅲ-5参照）。パソコンスキルなどの自己啓発については、通信教育講座などの受講料の補助を行い、職員の能力開発の機会を提供している。

表Ⅲ-4 FD・SD研修会実施状況

表Ⅲ-5 SD活動の現状（学校法人及び外部団体が主催する研修会）

平成30(2018)年度

日付	所属	場所	用件
7/31	庶務会計課	福岡	平成30年度第1回 私学共済事務担当者研修会
9/7	庶務会計課	大阪	広報担当者研修会
10/2	教学課	福岡	日本学生支援機構奨学金業務研修会
10/11～12	通信教育事務課	東京	私立大学通信教育協会「平成30年度大学通信教育職員研修会」
10/17～19	庶務会計課	福岡	日本私立大学協会「大学経理部課長相当者研修会」
11/19	庶務会計課	大阪	情報セキュリティ担当者研修会
11/22	庶務会計課	大阪	財務部主催研修会
12/13	教職員	本学	本学の財務状況及び大学改革推進事業について
2/9	通信教育事務課	東京	平成30年度 日本病院管理教育協会教育指定校研修会
2/19	庶務会計課	福岡	平成30年度第2回 私学共済事務担当者研修会

令和元(2019)年度

日付	所属	場所	用件
7/30	庶務会計課	福岡	令和元年度第1回 私学共済事務担当者研修会
8/21	教職員	飯塚	①本学の50年、近畿大学のあゆみ ① 退学問題と学生支援の今を知る
8/28～29	事務部	大阪	財務部主催研修会

9/6	庶務会計課	大阪	広報担当者研修会
10/9	教学課	福岡	日本学生支援機構奨学金 業務研修会
10/10～11	通信教育事務課	京都	令和元年度 大学通信教育職員研修会
10/16～17	庶務会計課	兵庫	日本私立大学協会「大学経理部課長相当者研修会」
11/18	庶務会計課	大阪	情報セキュリティ担当者研修会
12/9	事務部	大阪	著作権侵害に関する研修会
12/4	通信教育事務課	大阪	S D 研修会（slackを活用した業務効率化・働き方改革）
1/8	庶務会計課	福岡	令和元年度第2回私学共済事務担当者研修会
3/2	教学課	福岡	令和元年度日本学生支援機構奨学金業務研修会

令和2(2020)年度

日付	所属	場所	用件
8/6	庶務会計課	本学	<監査室> 「令和2年度 APRIN eラーニング」オンデマンド
9/1	事務部	本学	<私学経営研究会> 「「with コロナ」における学校の課題」
9/4	庶務会計課	本学	<広報室> 広報担当者研修会
9/28	通信教育		<日本能率協会マネジメントセンター> 「魅せる！PPプレゼン 2013&2016」通信講座
10/1	事務部	本学	<財務部> 「財務部長メッセージ」 「財務状況報告」 「学校法人会計の基礎知識」 動画視聴
10/26	教学課	本学	「With/After コロナ時代における広報戦略」
11/23	通信・教学		<日本学生支援機構> 令和2年度日本学生支援機構奨学金業務研修会
11/24	事務部		<総合情報> 「教職員向け情報セキュリティ研修」動画視聴
1/29	事務部		<SARTRAS> 「授業目的公衆送信保証金制度オンライン説明会」

2/19	事務部	本学	<大学コンソーシアム大阪>SD研修 「大学職員のためのインストラクショナル・デザイン(ID)研修」
2/27	通信・教学		<日本学生支援機構> 令和2年度奨学業務連絡協議会
3/27	通信・教学		<日本学生支援機構> 令和2年度日本学生支援機構奨学金業務 研修会

専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携しており、学生の学習支援、就職支援においては事務部教学担当と連携し、学習成果獲得の向上を図っている。学生の出席状況の把握や問題のある学生への対応に関しては、それぞれの学科の専任教員と教学担当が連携して学生のフォローにあたっている。また、学生の教学推進を目的として授業でも積極的に図書館を利用するよう図書館と連携している。さらに学生の望ましい進路を確保するために教学担当とともに就職活動支援に積極的に取り組んでいる。その他、経済的なこと、精神的な悩みがある学生についても教学担当、学生相談室と連携をしている。

【区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。】

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

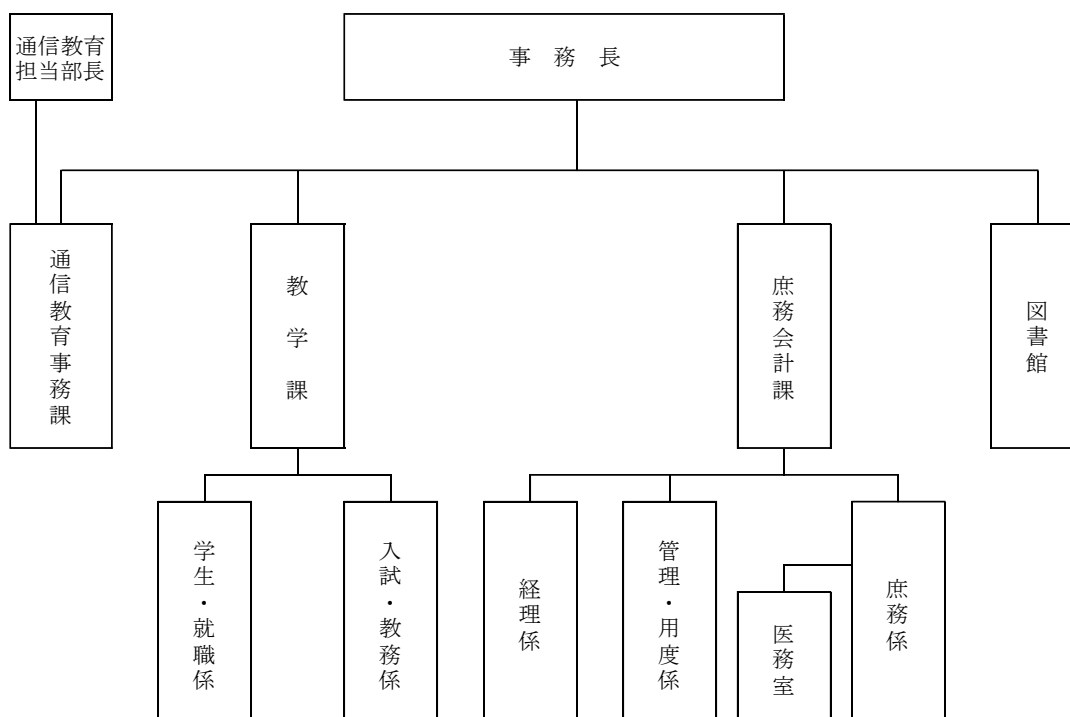
- (1) 短期大学の教育研究活動に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

〈区分 基準Ⅲ-A-3 の現状〉

本学の事務組織は、庶務会計課、教学課、通信教育事務課、図書館で構成され、令和2(2020)年5月現在の事務職員の総数は23名である(下の組織図及び表Ⅲ-6参照)。各課に課長職を置いているが、庶務会計課は現在課長職が不在のため事務長がその任を兼ねている。

事務組織は、「学校法人近畿大学事務組織規程」に準じ、作成された業務分担表に基づき、学生の学習成果を向上させるために業務を遂行している。

【近畿大学九州短期大学事務組織図】



表Ⅲ－6 事務職員の構成

	人 数
事務職員	19
技術職員	0
図書館・学習資源センター等の専門事務職員	1
その他の職員	3
計	23

事務職員は、事務を司る専門的な職能を有している。専任事務職員は、積極的に学外で開催される担当業務上必要な研修に参加しており、事務を司る専門的な能力を有しているといえる。

事務職員の能力や適性を十分に発揮できるよう環境を整えている。平成9(1997)年度以降の事務職員の人事方針として、在留年数や年齢にとらわれず、勤務状況、能力、成果などによる抜擢人事を行い、職場の活性化に努めている。平成14(2002)年度からは役職定年制を導入し、部長職63歳、次長職61歳、課長職(代理以上)59歳を役職定年として人事の若返りを実施した。また、人事停滞の弊害防止と学園の活性化を図る目的で、平成17(2005)年度に定年規程を改正し、定年年齢を教員68歳から66歳に、事務職員65歳から63歳に引き下げた。

本学は事務関係諸規定を整備している。近畿大学では、学園全体に係る事務諸規程を「近畿大学学園例規集」に編集している。内容は次のとおりであるが、これらの規

程に基づき業務を遂行している。また、業務を円滑に遂行するために、これらの規程のほか、内規等を制定して業務を遂行している。

【近畿大学学園例規集】

第1章：寄付行為等 第2章：学則 第3章：組織・職制 第4章：庶務
第5章：人事・給与 第6章：研究・研修 第7章：財務 第8章：施設・管理
第9章：教務 第10章：学生 第11章：図書館 第12章：共同利用等
第13章：研究所等 第14章：通信教育 第15章：併設学校 第16章：その他
第17章：附録

本学は事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。事務室は4号館1階にあり、設備環境としては、パソコンは1人1台、プリンタは各課2台以上設置しており、その他情報機器・備品も必要に応じて整備している。

本学は、日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。本学では、学校法人近畿大学と事務職員、両者が共有できる価値に基づいた目標を設定し、組織と個人がともに成長することを目指している。その試みのひとつが、目標管理制度の導入である。それは、各階層レベル（法人、本学事務部、各課、個人別）において具体的な目標を設定することにより、適切に事務処理の改善や見直しが行われるようになり、定期的点検にも役立っている。また、事務組織の効率的運営のために、人事考課・評価制度もあわせて活用している。あわせて、法人の事務（部）長会議、教学系事務（部）長会議に年4回出席し、法人の方針及び情報共有を行っている。

本学では、事務職員も、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。学生の学習成果の獲得を向上させるために、事務職員も教学委員会をはじめとする各種委員会の構成員として出席し、教職員間の連携を常に図っている。

さらに、各部署では、以下のような取組を行っている。

①教学課

各学科と連携して学生の出席状況の把握を目的とした授業の出席調査を前・後期それぞれ2回ずつ実施している。問題のある学生の対応については、学科にくわえ、アドバイザー、カウンセラーと情報を共有しながら学生の学習支援にあたっている。また、非常勤講師への支援や学生ボランティア活動に関しても教学課が積極的にかかわっている。令和3(2021)年度に、教務学生システム「GAKUEN」を導入する。このシステム導入により、学生の履修状況や出席管理などの情報を教職員が必要な時に即時確認でき、また、情報共有することで学生の変化を機敏に把握し、学生とのコミュニケーションを強化し、休学や退学率低減につなげる運用を目指す。

本学は、オープンキャンパスなどの学内外におけるイベントを、課外活動特待生を中心とする学生スタッフが活動、活躍する場として位置付けている。教学課は、教員と連携して、準備段階から学生スタッフの指導・助言にあたっている。

②図書館

「講義概要」のシラバスに記載されている参考文献について、毎年更新される文献も含めて図書館が購入し、「参考文献コーナー」を設置し、参考図書、関連図書の整備に努めている。また、資格取得・就職などのための「就職関係図書コーナー」、通信教育部に在籍する学生を対象とした「通信おすすめコーナー」などの、学生のニーズに即した整備も行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理等を適切に行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

〈区分 基準Ⅲ-A-4 の現状〉

本学は、教職員の就業に関する諸規程を整備している。教職員の就業に関する事項は「近畿大学学園例規集」に「学校法人近畿大学職員就業規則」などの諸規程として整備され、これに基づいて運用されている。

教職員の就業に関する諸規程は教職員に周知されており、全学ネットワークである「K-SHARED」で確認することができる。また、教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理しており、教員の人事管理は「学校法人近畿大学職員就業規則」に明示した事項のほか、「近畿大学教員選考基準」、「近畿大学九州短期大学専任教員の昇任に対する研究業績評価に関する申し合わせ」に基づき、適切に行われている。また、事務職員の人事管理は「学校法人近畿大学職員就業規則」などの諸規程に基づき、適切に行われている。

その諸規程を改定する時は教職員を代表する者の意見を聞いたうえ、理事会が決定している。教職員は、「近畿大学職員就業規則」を「近畿大学学園例規集」や例規検索システムにより Web 上で閲覧できる。また、改定があった場合は、随時、近畿大学学報に掲載され、教職員に周知している。法改正に基づき、適宜、諸規程の見直しを行うとともに、所轄の労働基準監督署への届出と法令遵守を徹底している。

〈テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題〉

本学の教員組織は、短期大学設置基準、養成施設としての教員要件を満たし、明確に示された規程により昇任が行われ、全教員が適切な職位に就いており、年齢構成上のバランスも保たれているため問題はない。教育・学習効果を考慮し、教育課程・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤講師、補助教員を適所に配置している。今後、その見直しを行う場合は配置を検討する。

教員の研究活動は公開されており、外部資金等も確保されている。外部資金の獲得は教員の研究に対する社会的評価の表れでもあるので、今後も教員間で切磋琢磨し獲得を増やせる研究環境作りに務める必要がある。

本学では、専任教員が学生の学習成果獲得を向上させるために学内の関係部署と日常的に連携を取っている。令和3(2021)年に教職員間の情報共有を円滑に行えるように教務学生システム「GAKUEN」を導入する予定である。

事務組織の責任体制及び職員の人事管理については、庶務会計担当課長が不在のため、実質、事務長がその職務を行っている。また、定年年齢の引き下げによる職場の活性化や人事の若返りを図っている。

事務職員の意識向上については、目標管理制度により意識向上に繋がる環境を整えているが、社会の変化に対応した内容を引き続き設定していく必要がある。

事務職員は、SD活動について適切な活動を行っているが、今後も社会の変化に対応した課題に向き合い教育研究活動支援の充実を図る必要がある。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育編成課程・実施方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備・活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌等、AV資料等及び座席数等が適切である。
 - ①購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ②図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1の現状>

本学の校地、校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。本学の校地は、以下の表Ⅲ-7に示すように、21,094 m²、校舎は7,856 m²であり、「短期大学設置基準」を満たしている。

表Ⅲ－7 校地等の面積

	区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する学校 等の専用 (㎡)	計 (㎡)	基準面 積 (㎡)	収容定員 (240名) 一人当た りの面積 (㎡)	備考 (共有 の状況 等)
校地等	校舎敷地	20,193	858	0	21,051	2,400	96.1	幼稚園 と共有
	運動場用地	470	1,542	0	2,012			
	小計	20,663	2,400	0	23,063			
	その他	431	0	0	431		496.0	産業理 工学部 と共有
	屋外運動場	0	118,607	0	118,607			
	合計	21,094	121,007	0	142,101			

本学は適切な面積の運動場を有している。体育館、テニスコートなどの体育・スポーツ施設を有する。グラウンドは、必要に応じて近隣の近畿大学産業理工学部グラウンドを共通利用している。

校地と校舎は障がい者に対応している施設・設備とは言い難い。校舎の各館1階や体育館入り口におけるスロープの設置などの配慮はしているが、丘陵地である敷地に校舎が建設されているためである。その解決策として学校法人近畿大学の創立100周年記念事業の一環としてキャンパス整備計画が近畿大学産業理工学部、附属福岡高等学校、附属幼稚園と共同で計画しており、障がい者に対応した校舎整備を構想している。

本学は教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。主な校舎は1～4号館の4棟であり、講義室8、演習室4、実験実習室7、情報処理演習室2を有している（表Ⅲ-8参照）。

表Ⅲ－8 講義室等の概要：（ ）は収容人数

講義室	演習室	実験実習室	情報処理演習室
8	4	7	2
1450 教室(120) 2212 教室(18) 2250 教室(141) 2311 教室(72) 2315 教室(81) 2350 教室(56) 4250 教室(117) 4350 教室(238)	3202 音楽レッスン室 3203 音楽レッスン室 3204 音楽レッスン室 3302 リズム教室(50)	1401 染色実習室 1402 調理実習室 入浴実習室 2150 介護実習室(24) 2215 共通実習室(40) 図画工作室1階(54) 図画工作室2階(60)	2415 情報処理演習室(54) 2450 演習室(32)

本学は保育科、生活福祉情報科の2学科からなる通信教育部を併設している。そこで使用する印刷教材などの保管・発送のための施設として1号館1階に「通信教育倉庫」が整備されている。レポート添削については、各専任教員の研究室や通信教育部講師控室等で行われている。

本学では、教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。講義室、演習室にはマイク、プロジェクター、AV機器を備えている。演習室も授業内容に対応した機器備品を整備している。さらに、すべての講義室、演習室には、学内LANケーブルが敷設してあることにくわえ、平成24(2012)年度からは、キャンパス内での無線LAN利用が可能になった。

本学では、適切な面積の図書館を有しており、その蔵書数、学術雑誌等、AV資料等及び座席数等が適切である。

図書館は、1号館2階にあり、面積552㎡、座席数100席である。現在、新型コロナウイルス感染症拡大予防対策のために座席数を制限している。令和2(2020)年度末現在、表Ⅲ-9に示すように、蔵書数45,339冊、学術雑誌92タイトル、AV資料などの視聴覚教材640点を所蔵している。また、保育科の実習で使用する紙芝居、大型絵本などの領域別関連図書も充実している。なお、学生一人当たりの図書は188.9冊、学術雑誌0.4種、視聴覚資料2.7点、収容定員に対する閲覧席数率も41.7%となっており、学生の学習にとって必要な環境を整えているといえる。また、学生及び教職員は、学校法人近畿大学の相互利用図書館サービスにより、近隣にある近畿大学産業理工学部図書館も利用可能である。さらに、近畿大学は蔵書検索システム「近畿大学図書館OPAC」を導入しており中央図書館をはじめ各学部図書館の蔵書を検索することができ、貴重書等を除く希望の図書を相互貸借することができる。

表Ⅲ-9 図書館の概要 令和3(2021)年3月末日現在

図書 〔うち外国書〕 (冊)	学術雑誌 〔うち外国書〕 (種)	視聴覚資料 (点)	機械・器具 (点)
45339 (2693)	92 〔0〕	640	120

本学は購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。図書の購入・廃棄については「近畿大学図書調達・管理に関する規程」「学校法人近畿大学物件調達規程」及び「学校法人近畿大学経理規程」に基づき、学校法人として統一した購入手続き・廃棄などが行われている。

選書については、「中央図書館図書選書実施要項」に準じ、学科会議などを通して全教員に依頼され、図書館運営委員会及び図書館職員がその取りまとめを行っている。その予算は、各学科に適切に配分される。また、図書分類に偏りなく購入できるよう配慮を行っている。

本学は図書館に参考図書、関連図書を整備している。「講義概要」のシラバス更新に伴い、参考文献は随時購入され、「参考文献コーナー」が設置されている。また、

資格取得・就職などのための「就職関係図書コーナー」、通信教育部に在籍する学生を対象とした「通信おすすめコーナー」など、学生のニーズに応じた参考図書・関連図書の整備に努めている。

本学は多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う適切な場所に整備については、両学科、特に保育科の授業内容は遠隔授業ではなかなか教育効果の担保が難しく、厚生労働省も対面授業での実施を求めていることもあり、注力してこなかった。しかし、近年の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い遠隔授業を実施せざるを得ない状況となったため、遠隔授業実施するためにビデオキャプチャー等の機器を購入した。また、自宅等での受講環境を整えることを目的として学生に対し5万円の給付を行った。

今後、新型コロナウイルス感染症収束後も、遠隔授業の有効性が認められ、厚生労働省でも平常時の遠隔授業実施が認められれば、施設の充実も検討していく。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

本学は、固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備し、諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。施設設備、物品管理については、「学校法人近畿大学物件管理規程」「学校法人近畿大学物件調達規程」「学校法人近畿大学経理規程」及び「近畿大学資産運用規程」に基づいた処理が適切に行われている。

本学は、火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備し、火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。火災対策については「近畿大学防火・防災管理規程」「近畿大学警備規程」が整備され、地震対策に対応する規程も平成28(2016)年10月に「災害対策現地本部 地震対応マニュアル」を作成した。警報ブザー、屋内放送、通報設備、消火栓の動作確認などの防災対策に関わる設備の点検も行っている。

さらに、通報訓練・避難訓練・消火訓練を毎年実施し、教職員及び学生の防災・防犯に対する意識づけを行っている。さらに、現業職員による1日2回の学内警備巡回にくわえ、正門、通用門、3号館1階、附属幼稚園に設置した防犯カメラによるモニタリングなどの防犯対策を講じている。また、設備管理を担当する職員も学内巡回を行い、あわせて校内・校舎・設備の点検を随時行っている。

本学は、コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。本学で設置されているすべてのパソコンに対してウイルス対策ソフトウェアを導入し、定期的にアップデートを行っている。また、外部からの不正アクセスを防ぐためにファイヤーウォールを設置している。情報処理準備室（サーバー室）は関係者以外入室できないよう常時施錠され、作業・定期点検時のみ入室可能であり、サーバーにログインできる者は限定されている。教職員のパソコンについては ID パスワードの入力を必要とし、グループウェア・ツールの「K-SHARED」を利用するときは二段階認証を経てログインするようにして、利用者以外の者が使用できない体制を整え、情報漏えい対策を行っている。電子メールには G suite を採用しており、グーグル社の迷惑メール・ウィルスメールフィルタリング機能を経由する構成を取り、利用者に届く前に、スパムメールと添付ウイルスを隔離している。

本学は、省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。省エネルギー・省資源対策については、「省エネルギー推進規程」に基づき①冷房設定温度の 26° C 設定、②教室などの消費電力量のモニター設置、③教職員を対象としたクールビズ・ウォームビズの実施、④教室などへのガラス断熱フィルムの施工など、学校法人近畿大学としての取組を実施している。また、上記の内容を「K-SHARED」、掲示板、教室などにポスター掲示することによって教職員のみならず学生への地球環境保全に関する啓発活動にも積極的に取り組んでいる。

〈テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題〉

施設設備の維持管理について、「学校法人近畿大学経理規程」に含めて「学校法人近畿大学物件管理規程」、「学校法人近畿大学物件調達規程」及び「近畿大学資産運用規程」を整備し、適切に運用している。

本学は、校地・校舎ともに「短期大学設置基準」を満たしている。今後は、より充実した教育活動を行うために、障がい者に対応した施設・設備の充実を含めて、現在の物的資源を効率的に運用するシステムを構築する必要がある。

図書館では、書架スペースの確保や学生のニーズに応える参考図書、関連図書について、今後一層の充実を図っていく。

地震・防犯に関する規程の整備は進んでいる。今後も有事の際の対策を想定して教職員及び学生に日常的に意識付けをしていく必要がある。本学では、本学のコンピュータシステムへの外部からの不正なアクセスに対し、万全な対策を行っている。また、各自のパソコンに関しても情報漏洩対策が行き届いている。今後とも、管理徹底を進めていく。

省エネルギー・省資源対策は、教職員の取組みに加え、学生への注意喚起、意識啓発を行いながら、今後も継続していく。

〈テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項〉

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準 C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

〈区分 基準Ⅲ-C-1 の現状〉

本学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。基幹インフラ（ネットワークやサーバーなど）、ハードウェア（情報処理演習室や教員研究室に設置しているパソコンなど）、学習支援のためのソフトウェアについては、最新の環境を導入している。令和3（2021）年度に、教務学生システム「GAKUEN」を導入する。このシステム導入により、学生の履修状況や出席管理などの情報を教職員が必要な時に即時確認でき、また、情報共有することで学生の変化を機敏に把握し、学生とのコミュニケーションを強化し、休学や退学率低減につなげる運用を目指す。

本学は情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。各学科は、教育課程編成・実施の方針に基づき、情報リテラシー（Word・Excel・PowerPoint が入っているオフィススイートの利用方法など）とネットワークリテラシー（Web ページや電子メールの利活用方法など）を中心とした授業科目を開講している。なお、希望者にはワープロや表計算関連の検定試験を受験することができるように配慮している。教職員に対しては、システム導入・更新時に研修会を開催し、操作方法と授業における活用方法の説明を行っている。

本学に学ぶ全学生が習得すべき基礎技術であるオフィススイートやタイピングは、検定試験合格という具体的な目標を設定することにより、学生のモチベーションを向上させている。その結果、多数の学生が検定を受験し、合格している。また、生活福祉情報科においては、「ウェブページ作成Ⅱ」や「ウェブデザインⅡ」などの科目を配置し、より高度な技術の習得を求める学生のニーズに応えている。

本学は、技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持し、定期的に見直しを行っている。教育系システムの導入や更改は、情報システム運営委員会などで集約された教職員の意見や希望を踏まえ、専門業者との綿密な打ち合わせを行い決定している。

教育系システムについて、日常の管理や運用は情報処理関係科目の担当教員が中心となり、学生や教職員への支援を行っている。深刻なシステム障害については保守管理を委託している専門業者に対処を依頼し、速やかに対応している。

本学は技術的資源の分配を常に見直し活用している。電子メールやファイルサーバー、ネットワーク等の情報リソースは、両学科共通のものを利用しており、教員・学生に向けて適切に分配している。また、各情報処理演習室の利用は、毎年、教員と事務部で教育課程編成・実施の方針を勘案のうえ、決定している。

教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。教職員には、基本的に1人1台以上のパソコンが与えられ、授業や学校運営に用いられている。特に教員のパソコンは、学生が主に利用する情報処理演習室のパソコンと全く同等の環境にすることにより、教員が授業時にハードウェアやソフトウェアの操作に戸惑うことがないように配慮している。また、情報処理演習室のパソコンはOSの不具合やシステムファイル消失上のトラブルを想定し、再起動すれば常に元の状態に復元する機能を備えている。

情報処理演習室のパソコンには、OSとしてWindows10、マイクロソフト Office2016が導入されており、安定して動作する最新の授業環境が整えられている。この他のソフトウェアとして、C++などのプログラミング実習環境、簿記会計用ソフトウェア、Web ページ作成用ソフトウェア、画像作成用ソフトウェアなどが導入されており、特に Web ページの作成については上級レベルの技能習得まで対応できる。

本学は、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。学内に設置されている Web サーバーなどのサーバー類は仮想化が行われており、サーバーダウンなどの不測の事態に際しても安定した稼働が継続できるように配慮している。また、ファイルサーバー上のデータは毎日自動バックアップを行っており、データ喪失に対する適切なリスクヘッジを実現している。有線 LAN に接続されている情報処理演習室や教員研究室のパソコンには全台ウイルス対策ソフトウェアを導入しており、OS のアップデートと併せて、自動的に最新の状態を維持するように設定・運用している。また、ファイヤーウォールにおいては不正アクセスを高レベルで防いでいる。さらに学内サーバーは、専門業者の遠隔保守が可能であり、トラブルが起こった際に速やかに対処できる態勢が整っている。

情報処理演習室や図書館に設置しているパソコンは、1Gbps の帯域幅を持つ有線 LAN で接続しており、教育目的の利用が可能である。さらに本学は、平成 24(2012)年度より無線 LAN の導入を行った。その結果、学生が持参するノートパソコンやスマートフォンから外部 Web サイトへのアクセスが可能となった。セキュリティを考慮して、学生からは学内のネットワーク上の共有フォルダなどにはアクセスできない。

教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。平成 24(2012)年度より、情報処理演習室には、教員用パソコン及び教員が持ち込んだノー

トパソコンの画面を学生側のモニターに表示し、学生のパソコンを教卓から操作可能な学習支援システムが導入されている。また、学生の学習環境として、e-learning システム「CoursePower」が導入され、双方向・遠隔授業においては教材の配付やレポート課題の授受などに活用されている。

本学はコンピュータ教室を整備している。本学には、デスクトップ機 55 台（教員用 1 台を含む）、デスクトップ機 33 台（教員用 1 台を含む）を有する 2 カ所の情報処理演習室があり、情報処理関連の授業だけでなく、簿記関連科目、デザイン関連科目、就職支援などの授業で幅広く活用されている。2450 演習室は、授業外においても学生が自由に利用できるよう開放している。

〈テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題〉

技術的支援について、ICT は進歩の速い分野であるので、今後も最新の内容を取り入れるように努め、技術サービスや専門的支援、情報環境の充実を図る。

学内ネットワークシステムを常時監視する体制がないため、トラブルを想定したバックアップシステムの設置とトラブル時の速やかな修復体制が必要であるが、いずれも平成 24(2012)年度、平成 30(2018)年度のシステム更新時に問題解決を行ったため、現時点では特に課題はない。

新型コロナウイルス感染症拡大対策として遠隔授業を実施し、e-learning システム「CoursePower」を活用した。今後も e-learning システムを活用するにあたって、ライセンス数の確保の課題もみられたが、グーグル・クラスルームを活用するなど運用方法を変更し対応を行っている。

授業で利用するソフトウェアは積極的に導入するように努めているが、オフィススイートのような全学生が利用するソフトウェアとは別に、高度な技術を学ぶ少数の学生のみが利用するイラストレーターやフォトショップ等のコンピュータグラフィックスに関するソフトウェアの購入については、費用対効果を考慮して、受講者数に応じた数のライセンスを購入するよう変更した。

〈テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項〉

本学が所有する ICT 環境は常に更新することを努めており、その技術支援は、必要にして十分な状態を維持している。また、その操作についても教職員は研修会等でフォローしているので、本項目における特記事項はない。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※計算書類に係る自己点検・評価のための観点

(1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。

①資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。

②事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。

- ③貸借対照表の状況が健全に推移している。
- ④短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
- ⑤短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
- ⑥退職給与引当金を目的どおり引き当てている。
- ⑦資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
- ⑧教育研究経費は経常収入の20%程度を越えている。
- ⑨教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)についての資金配分が適切である。
- ⑩公認会計士の監査意見への対応は適切である。
- ⑪寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
- ⑫入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
- ⑬収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

(2) 財的資源を毎年度適切に管理している。

- ①学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
- ②決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- ③年度予算を適正に執行している。
- ④日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- ⑤資産及び資金(有価証券を含む)の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- ⑥月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

〈区分 基準Ⅲ-D-1の現状〉

(1) 財政上、本学は学校法人近畿大学の一会計単位部門としての位置づけであり、財政の相互関係を把握するようなシステムが構築されている。本学の平成30(2018)～令和2(2020)年度の資金収支及び事業活動収支は、収支の均衡が保たれており健全である。学校法人近畿大学全体においても平成30(2018)～令和2(2020)年度の収支は均衡が保たれており、財的資源も適正に管理されている。

令和2(2020)年度の収支において、本学は収入超過であった。本学の収入は「学生生徒納付金収入」が大きなウェイトを占めており、特に通信教育部保育科の「学生生徒納付金収入」が財政的なけん引力となっている。すなわち通信教育部の学生数確保が収入超過の主な要因となる。

学校法人近畿大学の財政状態は、純資産構成比率等、各種比率において概ね健全に推移している。

退職給与引当金等については、退職金の期末要支給額の100%を基準に計算し引き当てている。

資産運用は、「近畿大学資産運用規程」にのっとり、学校法人近畿大学において、それぞれ強みの分野を有する学内及び学外有識者により構成された資産運用委員会が設置されており、安全かつ効率的に運用することを柱とする資産運用方針に基づいて適切に運用している。教育研究費は、令和2(2020)年度を含む過去3年間において25%を超えている。

公認会計士の監査意見への対応について、法人は指摘を受けた会計単位に対して、年度末に指摘事項への対応状況を調査している。改善に時間を要する指摘については、法人の事務所管轄である監査室が実施する内部監査でフォローアップを行なっている。寄付金の募集については、令和7(2025)年に創立100周年を迎えるにあたり、創立100周年記念事務局を開設するなど、寄附事業推進体制の構築を進めている。

事業活動収入からの教育研究費への配分は平成30(2018)年が35.1%、令和元(2019)年が35.4%、令和2(2020)年度が39.2%であり、継続して30%以上を維持している。通学課程の定員に見合った施設設備は整えており、図書などの学習資源に関しても各学科の特色ある資料を備えるだけの予算配分をおこなっている。令和2(2020)年度は両学科とも定員を満たしていないが(表Ⅲ-11)通信教育部がそれを補う学生数を確保しているため現状に応じた財務体質は維持されていると判断できる。

表Ⅲ-11 定員充足率(平成30年度から令和2年度)

学科	定員	平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活福祉情報科	50	32	48	49
		64%	96%	98%
保育科	70	65	68	52
		92.9%	97.1%	74.3%
合計	120	97	116	101
		80.8%	96.7%	84.2%

上段：入学者 下段：定員充足率

(2) 財的資源の適切な管理について、各会計単位は、中期計画に基づいた各部門、各所管の意向を集約した予算申請書等を財務部に提出し、予算委員会をはじめとする法人関係所管で調整し、評議員会及び理事会の議を経て前年度の3月中に予算決定している。また、学校法人近畿大学では、平成23(2011)年度から法人総合の収支を予測しながら、各会計単位から中長期施設設備計画等の情報を収集し、10ヶ年の財務中長期予測を策定している。

さらに、平成27(2015)年度から法人全体の経営方針に沿った、計画的で有効な予算編成機関として、1年間に3回、定期的に予算委員会を開催し、平成28(2016)年度予算から中長期シミュレーションと連動し、各会計単位における数値目標や法人総合の支出予算目標総額の設定を行い、長期展望に立った有効的な予算編成を行っている。

決定した予算は、財務部から本学へ書類及びシステムで伝達されている。原則として予算を超えた執行ができないように、システムによる管理がなされている。また、年度末には各予算の執行状況の確認を行っている。

予算執行に係る経理、出納業務は「学校法人近畿大学経理規程」及び予算の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とした予算執行規程に基づいて遂行されており、経理責任者(財務部長)を経て、法人の経理総括責任者である理事長に報告している。

なお、100万円以上の支出に関する決裁書は、理事長及び理事の決裁後に財務部で出納処理をしているが、日常的な出納業務の円滑化を目的として、50万円以上100万円未満の決裁書は理事長・理事の決裁を省略、50万円未満の決裁書は理事長・理事・法人本部長の決裁を省略して出納処理を行った後、それぞれ事後に総括的に集計した資料を以て承認を経ている。

資産及び資金の管理と運用は、台帳・出納簿に適切に記録し、毎月及び年度末において残高証明書にて試算表と突合している。また、公認会計士による書類の精査及び実査も受けている。また、試算表を毎月翌月末までに作成し、勘定科目別収支金額、現預金集計表について財務部長より理事長に提出している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなど客観的な環境分析を行なっている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意] 基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(法人全体)平成27年度～」のB1～D3に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

学校法人近畿大学の会計単位の一つである本学（通学課程、通信課程を含む）は、収支の均衡が保たれ、安定した経営を行っている。本学は福岡県筑豊地域で唯一の短期大学であるため、同地域での競合するものはない。しかし、近年の保育士人気の低迷、高校生の4年生大学への進学希望者増加や、「福岡市」、「北九州市」といった都市の大学・短大・専門学校への進学志向により、平成27(2015)年以降、通学課程の生活福祉情報科、保育科の両学科とも定員を充足できない状況が続いており、財政的には、通信課程の保育科に依存する状況が続いている。

こうした状況の中で、入試制度・広報委員会を中心に学生募集対策を実施していく。第一には、学校法人近畿大学のスケールメリットを活用した学生募集の展開であり、具体的には、近畿大学産業理工学部との連携による大学編入制度である。

第二に筑豊地区唯一の短期大学であることの特性を活かし、筑豊地区の高等学校との高短連携行事（進学・進路ガイダンス、体験学習プログラムの提供）を展開していくことである。第三に、本学は通信課程を併設しているため、教員一人当たりの学生数（通学課程）の割合が、他の短大・大学に比して低い、そのため、きめ細やかな学生対応ができています。また、地域活動に積極的に参画している教職員、学生の割合も高いという特色を有している。それら、本学の特長を積極的に地域へ情報発信し続けることである。

定員是正の必要のあった、通信教育部保育科の定員も平成 28(2016)年に入学定員 400 名から 600 名への定員増申請を終え、それに見合った教員数を確保しており、設置基準上の教員数を充足している。しかしながら、経営的には人件費の増大が今後の大きな課題となるため、経営的側面からも今後の人事計画が重要となることには変わらない。

施設設備については、老朽化した施設設備の補修に加え、学生の学習環境向上を優先した年次計画を策定し実施している。なお、近年の実績としては、平成 29(2017)年度、冷房設備、ピアノ入れ替え、平成 30(2018)年度、教育システム更改、通信教育部システム更改、令和元(2019)年度、ホームページ更改等があげられる。また、校舎の老朽化はあるが、清掃委託会社の協力のもと、きめ細やかな清掃により清潔感溢れるキャンパスを目指している。今後は、近畿大学創立 100 周年にむけたキャンパス整備計画の中で、老朽化した施設設備の補修だけにとどまらず、産業理工学部、附属福岡高等学校、附属幼稚園を含めた、総合的な近畿大学九州キャンパスとして魅力あるキャンパスづくりを目指していきたい。

平成 30(2018)年度から令和 2(2020)年度において本学の外部資金獲得状況は「外部研究資金の獲得状況一覧表」のとおりである。なお、遊休資産自体を持っていないため処分計画はない。

財務状況は、『近畿大学学報』によって学内に向けて公開され、また、近畿大学のホームページにも掲載されている。本学の通学課程の定員を充足していない状況、また、充足したとしても小規模であることから、安定的な収支の均衡を保つのは厳しく、そのために人件費や冗費の抑制が重要であること、通信課程の保育科の入学生数をいかに伸ばしていくかが財政的には非常に重要であることなど、教職員全員で危機意識が共有されている。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

本学を健全運営するためには、母体となる学校法人近畿大学全体の財政的基盤が重要となる。現状も堅調に推移しているが、更なる基盤強化を目指し、収入の基礎となる学生生徒等納付金、医療収入、補助金に加えて、資産運用や寄附募集の強化による増収を図るとともに、より統制の効いた予算制度における支出管理、企業に倣った費用対効果分析等、経費削減に向けて必要に応じた検討をおこなう。また、本学におい

ても、収支改善を目指して冗費の削減に努めるほか、いかに通信課程の学生数を確保するかが、重要な課題である。

学校法人においては、収入財源に限られる状況下で、人件費の抑制策及び冗費の削減が求められている。また、積極的な外部資金の導入施策に取り組む必要がある。

学校法人近畿大学は、新規に借入金を作らず、継続的な資金の留保に努めてきた。その結果、総負債率の減少へとつながっている。

しかし、東大阪キャンパス整備事業や、平成 30（2018）年度からの医学部・近大病院移転事業の総事業費は手持ち資金で賄う方針のため、毎年一定額の資金を留保して増加させるほか、事業費を抑制しなければならない。さらなる財政的基盤の強化に向けて、学生生徒等納付金、医療収入、補助金のほか、資産運用や寄附募集の強化による増収策は重要である。一方、より統制の効いた予算制度における支出管理、企業に倣った費用対効果の検証も検討する必要がある。

本学では、平成 29（2017）年以降、通学課程の両学科とも定員が充足できていない。地域社会との連携を深め、保育士養成施設としての魅力ある学生を育成していくとともに、生活福祉情報科では、多様化する社会のニーズに応えられるカリキュラムの整備と充実に努め、魅力ある学生づくりを模索するとともに、高校訪問を強化し、学生募集方法の見直しなどにより、定員充足を目指す。しかしながら、小規模であること、また、授業料等を廉価に設定しているため、定員確保できたとしても、収入財源の条件が非常に厳しいことには変わりはない。本学の経営を安定させるためには、通信課程の学生数を一人でも多く確保する必要がある。また、冗費削減を含め、人件費率の高い財務体質の改善策を検討し、自立した健全な財務体質維持につなげていく。

施設設備に関しては、年次計画として改善が必要な施設・設備の拡充は順次進められている。この他、学校法人近畿大学が令和 7（2025）年に創立 100 周年を迎える。その記念事業としてのキャンパス整備計画において、本学のみならず、産業理工学部、附属福岡高校、附属幼稚園を含めた魅力あるキャンパス作りを検討していく。

外部資金については、今後も継続的に獲得していく。本学としての遊休資産を持っていないので、この点に関して解決すべき課題はない。

定員・収入と経費のバランスは、現在のところ安定的ではあるが、この状態を維持し経費削減に向けて冗費削減と、通学課程の定員充足、通信課程の入学生数増加にむけて努力していく。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

総合大学である学校法人近畿大学の一会計単位である本学の財的資源は、適切に管理され、中長期的な計画のもとで運営されている。本学としての収支も安定しており、また総合大学に属していることから、現在のところ問題はない。したがって、財的資源の特記事項はない。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

- (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

本学では専任教員が学生の学修成果を向上させるために学内の関係部署と日常的に連携を取っている。その一環として令和3(2021)年度に「GAKUEN」システムを導入する予定である。このシステム導入により、学生の履修状況や出席管理などの情報を教職員が常に確認できる環境を構築した。今後、情報を共有することで欠席による休学や退学者の早期発見につなげる。

教員と職員が共同で教育研究活動等の適切かつ効果的な運用を図ることを目的としたFD・SD活動を今後も継続していく。

また、教員の労働時間の管理について、教職員には労働基準法が適用され、使用者は労働者の労働時間を適正に把握し、管理する義務がある。しかし、教員等に対し労働時間の管理を厳格に行えば教育研究活動を制限することになり、その活動の低下を招く可能性がある。そこで、業務の遂行手段及び時間配分の決定などを教員等の裁量に委ねることができる「専門業務型裁量労働制」の導入を検討している。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

【テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ】

【区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ①理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ②理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ①理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ②理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適正に構成されている。
 - ①理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び職見を有している。
 - ②理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
 - ③寄附行為に学校教育法校長及び職員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

理事長は、学校法人の運営全般について、日常から適切なリーダーシップを発揮し、本学の運営に対しても、重要案件については理事会に諮り審議し本学の管理運営に反映されている。近畿大学は、創立以来、建学の精神として未来志向の「実学教育と人格の陶冶」、教育の目的として「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人を育成することにある」を掲げ、理事長のリーダーシップのもと、教職員が一体となった教育・研究に努めている。その結果、14学部48学科、法科大学院とすべての学問分野を究める11大学院研究科を持ち、18の研究所、2つの短期大学、併設学校12校園、大規模な総合病院を2カ所に設置する私立総合大学となった。また、卒業生は50万人を超え、社会の根幹を支える人材として活躍している。このように理事長の指導のもと、学園は順調に発展している。

理事長は、法人の最高意思決定機関である理事会を通じて、学校法人の重要事項を決し、その業務を総理している。

また、法人の附属学校においては、理事長の命を受けた学監を置き、学監が法人の附属学校を掌理している。本学は附属学校の範疇にあり学監の指揮監督のもと運営をおこない、学監は理事長と意見交換をして連携を密にしている。寄附行為第 17 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、本学の学長は評議員として選任され、理事長の意向を直接確認し意見を述べる機会が設けられている。さらに、重要な案件の決裁等において理事長は学長、事務長と面談して決定している。

理事長は、毎会計年度終了後 2 カ月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

理事会は、学校法人近畿大学寄附行為第 14 条第 2 項の規定に基づいて、法人の業務決定及び理事の職務執行について監督を行っている。学校法人近畿大学寄附行為第 14 条第 3、4 項に基づき理事長が適切に招集のうえ議長を務めている。

理事会は、平成 4 年度から近畿大学自己点検・評価委員会を組織し、法人の最高意思決定機関である理事会のもと、すべての学部・研究科・部局は、横断的に自己点検・評価に取り組んでいる。各部局に指示し、必要に応じて学内外の財務及び教務関連の情報を収集している。また、文部科学省の管轄のもと、学校教育法、私立学校法をはじめとする法令等を遵守し、学園全体の運営を行っている。

理事会は、学園全体に係る諸規程を「近畿大学学園例規集」として編纂しており、その規程に基づいて、学校法人運営及び本学を含め学園全体の運営を行っている。

理事は、前述の建学の精神及び教育の目的を具現化するために、学園の運営を統括し、学識及び識見をもって教育研究運営体制の整備を行っている。

理事の選任状況は、私立学校法第 38 条第 1 項及び学校法人近畿大学寄附行為第 7 条第 1 項の規定に基づき選任している。

【私立学校法第 38 条】

第 1 項：当該学校法人の設置する私立学校の校長（学長及び園長を含む） 1 名

第 2 項：当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 5 名

第 3 項：前二号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者 7 名

【学校法人近畿大学寄附行為第 7 条】

第 1 項：理事は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 近畿大学学長

(2) 評議員のうちから選任された者 2 名以上 5 名以内

(3) この法人の功労者及びこの法人に関係ある学識経験者のうちから選任された者 4 名以上 9 名以内

理事が退任する事由の 1 つとして、学校法人近畿大学寄附行為第 14 条第 2 項第 4 号において、私立学校法第 38 条第 8 項及び学校教育法第 9 条の規定が準用されている。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営しているので現在のところ問題はない。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

総合大学としての学校法人の長たる理事長は、意思決定機関である理事会を通じて重要事項を決し、また、決算及び事業の実績を評議員会で報告のうえ、意見を求めている。明確な規程のもとで、理事長は法人の運営に努めており、理事長のリーダーシップに関する特記事項はない。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※該当区分に関わる自己点検・評価のための観点。

(1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

- ①学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
- ②学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
- ③学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
- ④学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
- ⑤学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
- ⑥学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務施行に努めている。

(2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

- ①教授会を審議機関として適切に運営している。
- ②学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
- ③学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
- ④学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
- ⑤教授会の議事録を整備している。
- ⑥教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
- ⑦学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準IV-B-1 の現状>

学長は「短期大学設置基準」第22条の2（学長の資格）で定められている「学長となることのできる者は人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有す

ると認められる者」を満たした上で、「学校法人近畿大学職制」第 23 条により、近畿大学学長の推薦に基づき理事長から任命される。

学長は、本学の教学運営を理事長から一任されており、これを受けて教学運営についてリーダーシップを発揮している。また、学長を補佐する者として学長補佐が理事長から任命されている。

学長は、「学校法人近畿大学寄附行為」第 17 条第 1 項第 1 号に基づき、評議員会構成員として学校法人近畿大学の運営に関わっている。

学長は「近畿大学九州短期大学学則」に基づき教授会を開催しており、教授会での審議事項について、必要に応じて教授会の意見を聴取し学長補佐と協議のうえ、最終判断を行っている。さらに建学の精神に基づく教育研究を推進し、本学の向上・充実に向けて FD 活動などの自己点検・評価においてリーダーシップを発揮している。

学長は学生に対する懲戒について、「近畿大学九州短期大学学則」第 40 条及び「近畿大学九州短期大学学生懲戒規程」を定め、学則、学生規程その他諸規程に違反し、本学の秩序を乱し、学生としての本分に著しく反する行為のあった者に対して懲戒処分としている。

学長は教育運営の最高責任者として、学長補佐とともに教学部門及び管理部門の事務部と連携を密にし、必要に応じて指示をするなど、所属職員を統督している。

学長は「近畿大学九州短期大学学則」に則り、運営組織として教授会を設置し、教育研究に関する重要事項を審議するため、原則毎月 1 回開催し適切に運営している。教授会の開催前に議題を電子メールで示し、急を要する議題については、臨時教授会を召集して審議する。教授会の議事録は、事務部が作成し、教授会の構成員が記載内容の確認を行った上で配付されている。

教授会は常に最良の教育環境を提供できるように検討を繰り返している。そのために、本学の学習成果及び三つの方針に関する共通認識を有している。

各種委員会の運営について学長は、各種委員会の規程に基づき、適切に運営している。令和 2(2020)年度においては、運営委員会、(教員業績評価委員会部会)、将来計画検討委員会、研究倫理委員会、自己点検・評価委員会、教学委員会、入試制度・広報委員会、学生支援委員会、教職課程委員会、就職委員会、個人情報保護委員会、ハラスメント委員会、安全衛生委員会、情報システム運営委員会、図書館運営委員会、FD・SD 委員会、通信教育部学務委員会、予算委員会、梅友会委員会の 18 の委員会と 1 つの部会を設置し、その運営は学長が指名した委員長と委員が行い、解決が困難な問題や新提案・検討は適宜、学長・学長補佐との協議により進められた。委員会での審議内容や結果は教授会と学科会議で報告され、教職員全員で認識を共有している。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題>

学長は、運営全般においてリーダーシップを発揮しており、教授会、各種委員会を規程等に基づき適切に運営しているため、現在のところ問題はない。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項>

学長は、教育研究並びに大学運営まで広く識見を有し、常に建学の精神に基づいたリーダーシップを発揮していることから本項目についての特記事項はない。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

監事についての寄附行為に関わる規程は、以下の通りである。

- ・寄附行為第8条：監事は、評議員会の同意を経て理事長が選任する。
- ・寄附行為第12条：監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) この法人の業務を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2カ月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

会計面においては、大学本部以外にも本学を含む附属学校・施設が点在しているため、帳簿・書類・証憑との照合、資産・負債の残高の検証、学校法人会計基準の準拠性など、公認会計士に委任する方法により、公認会計士による監査の終了後、監査意見を聴取して状況把握に努めている。なお、法人の事務所管轄である監査室による内部監査も実施している。

監事は、監査を令和2(2020)年6月9日に実施した。また、理事の業務執行状況全般の監査については、毎回出席している理事会において行っている。監査の結果、意見具申すべき特記事項は見受けられなかった。

監事は、理事会に毎回出席し、必要に応じて意見を述べている。

また、寄附行為第12条の規定に基づき、監事による監査が適切に行われている。令和2(2020)年度については、令和2(2020)年6月9日に実施し、監査報告書を作成した。さらに、この報告書を令和2(2020)年6月26日に開催した理事会と評議員会に提出した。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員
の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2 の現状>

評議員会についての寄附行為に係る規程は、以下のとおりである。

第4章 評議員及び評議員会

第20条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の設置する大学の学長及び副学長、短期大学の学長並びに高等専門学校、附属の高等学校、中学校、小学校、幼稚園及び看護専門学校の校長又は園長
- (2) 近畿大学病院長
- (3) この法人の設置する学校の職員のうちから選任された者 10名以上17名以内
- (4) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから選任された者 3名以上5名以内
- (5) この法人に関係のある学識経験者のうちから選任された者 5名以上7名以内
- (6) 理事長

この規程に基づき、令和2(2020)年5月1日現在の理事の現員は14名であり、評議員の現員は36名である。また、評議員会は、私立学校法第42条の規定に従い、適切に運営されている。

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則に規定に基づき、教育情報を公表している。

(2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

<区分 基準IV-C-3の現状>

学校教育法施行規則の規定に基づき、本学ではホームページ内に「教育情報の公表」を明示し、教育研究上の目的、卒業の認定方針、教育課程の編成方針、教育課程の実施方針、入学者の受入方針、教育研究上の基本組織、教員組織、教員数、教員の学位・業績、入学者数、収容定員、在学生数、卒業生数、修了者数、進学者数、就業者数、就職等状況、学修評価基準、卒業・修了の認定基準、教育研究環境、徴収費用、修学・進路選択・心身の健康に係る支援その他大学の取り組みに関する情報を公表している。また、各種冊子にも必要情報を明記している。

現在、財務情報として「事業報告書」、「資金収支計算書」、「活動区分資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」、「貸借対照表」、「財産目録」、「監査報告書」、「学校会計について(解説)」を毎年5月に開催される理事会後に学校法人近畿大学のホームページ上で公開している。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

監事は、学校法人の業務及び財産の状況に対する監査を適切に行っているが、今後は、より内容のある監査に向けて、どのような事象を監査の対象とするかを検討する。監事の出席状況及びその活動、監査報告業務においては、現在のところ問題はない。

評議員会は、寄附行為に係る規定に基づいて組織され、私立学校法第42条の規定に従い運営しているため、現在のところ問題はない。

説明責任については、学校教育法施行細則の規定に従い公表し、私立学校法の規定に基づき財務情報を公開しているため、現在のところ問題はない。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

学校法人の業務や財産の状況は、監事が適切に監査し、理事会、評議員会も機能している。また、教育情報や財務情報も公表していることから、ガバナンスに関する特記事項はない。

<基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

理事長のリーダーシップを発揮し、総合大学をマネジメントしている。一方、理事会、大学協議会、評議員会も開催され、会計監査も問題なく行われており、ガバナンスは適切に機能している。中・長期の事業計画の予算、財務関係の書類も適切であると評価された。よって前回、問題点は指摘されなかった。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

継続的に運営組織を点検し、良好な状態を維持するように努める。